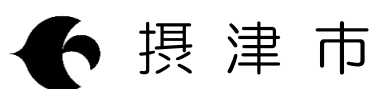


第2期 摂津市子ども・子育て支援事業計画

令和2年(2020年)3月



発刊にあたって

子どもは「親にとっての宝」だけでなく、「社会にとっての宝」であります。子どもを育てることは未来を支える人材を育てることです。だからこそ、子どもの成長を社会全体で支え合うことが必要であります。

我が国における少子・高齢化は加速度的に進んでおり、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の子育て力が低下していくことが懸念されています。

また、働き方改革が叫ばれ、子育ての環境や教育・保育ニーズが多様化しており、子どもの育ちを支えるためのソフト・ハード両面の早急な対策が求められています。

そのような中、本市においては、『子ども』を重要施策の一つに据え、待機児童の解消や様々な子育て支援サービスの充実に取り組んでいるところです。この度、そのスピードをさらに加速させるため、これまでの施策の進捗状況や新たな課題の分析、検討を重ね、「摂津市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、地域社会全体で子育てを支え、子育てを支援していくことで、子どもを生み育てることに喜びを感じ、子どもたちが健やかに成長できるよう、積極的に施策を推進し、「子育てするなら摂津市」と評価いただけるまちづくりを目指してまいります。

結びに、計画の策定にあたりまして、多大なるご尽力を賜りました「摂津市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査のご協力やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

摂津市長 森山 一正

摂津市民憲章

わたしたち、淀川のゆたかな流れのほとりに住む摂津市民は、
これまでにきずかれてきた伝統と文化を生かし、
力を合わせて、しあわせのあふれるまちをつくるために、
この市民憲章をさだめます。

1. みんなでつくろう ゆたかで平和な すみよいまちを
2. みんなできずこう きまりをまもる あかるいまちを
3. みんなでそだてよう 花とみどりのきれいなまちを
4. みんなでめざそう 老人と子どもをいたわる えがおのまちを
5. みんなでのぼそう かおりの高い 文化のまちを

(昭和 46 年 11 月 1 日制定)

子どもの安全安心都市宣言

未来を担う子どもたちは社会の宝

心つないで創ろう「安全・安心のまち せつつ」

子どもたちの笑顔によって、まち全体が笑顔につつまれます。
子どもたちの元気なあいさつが、まち全体の活気を生み出します。
希望に満ちた子どもたちの健やかな成長は、市民みんなの願いです。

子どもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、
「地域の安全をみんなが心つないで守る」
「地域の子どもの安全をみんなで力あわせて守る」を理念とし、
ここに「子どもの安全・安心を守る都市」を宣言します。

平成 18 年 4 月 1 日

摂津市のまちづくりのテーマ

人間基礎教育の徹底

社会のルールを守れる人づくり

- * 思いやりの心
- * 奉仕の心
- * 感謝の心
- * あいさつを励行する心
- * 節約・環境を大切にする心

5つの心をもった 人づくり まちづくり

目 次

第1章 計画の策定趣旨	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 策定体制	4
5 めざす子ども像	6
第2章 摂津市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況	7
1 人口の状況	7
2 人口動態	10
3 世帯の状況	11
4 女性の就業状況	13
5 保育所等・幼稚園・認定こども園及び学童保育室の入所状況	14
6 ニーズ調査結果にみる現状	17
7 第2期計画における取組課題	28
第3章 計画の基本的な方向性	32
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本目標	34
3 計画の施策体系	36
第4章 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり	37
1 教育・保育の提供区域の設定	37
2 「量の見込み」と「確保の方策」を検討する事業	38
3 教育・保育事業の充実	40
4 地域子ども・子育て支援事業の充実	46
第5章 子ども・子育て支援施策の方向	56
1 家庭・家族・地域で子ども・子育てを支援する環境づくり	56
2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	61
3 子育てと仕事を両立できる環境づくり	68
4 子どもが学び・育つ環境づくり	71
5 子どもが安全・安心に育つことができる環境づくり	78
第6章 計画の推進に向けて	80
1 家庭・家族、地域、関係団体等との協働	80
2 庁内の推進体制	81
3 計画の進行管理	81
資料編	82
1 摂津市子ども・子育て会議条例	82
2 摂津市子ども・子育て会議委員名簿	84
3 計画策定の経緯（摂津市子ども・子育て会議開催状況）	85
4 用語説明	86

第1章 計画の策定趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子化が急速に進行しています。厚生労働省が公表した人口動態統計では、平成30年(2018年)の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.42と、平成29年(2017年)の1.43から0.01下がり、3年連続で低下しています。

国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、様々な取組みを推進しています。平成24年(2012年)8月には、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）が成立し、平成27年度(2015年度)から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や学童保育事業の充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが一緒に教育や保育が受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとされています。

しかし、子ども・子育て関連3法等の施行以降、都市部を中心に保育所等の待機児童は依然増加を続けるとともに、児童虐待による痛ましい事件の多発などを踏まえて、国では「子育て安心プラン」の制定や「児童福祉法」の改正が行われています。また、平成25年(2013年)に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元年(2019年)6月に改正法が公布され、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が連鎖したりすることで閉ざされることがないように、市町村において子どもの貧困対策に関する計画の策定を努力義務とするなど、貧困対策を総合的に進めるよう求めています。

このような国の動向の中、大阪府では、「こども・未来プラン」後期計画の理念を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」や「子どもの貧困対策」にも対応した計画として、平成27年(2015年)3月に「大阪府子ども総合計画」（平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)の10年間）を策定しています。

本市では、子ども・子育て支援法を踏まえ、平成27年度(2015年度)に「摂津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、次世代育成支援対策を含む、地域の子育ち・子育て環境の整備・充実に取り組んでいます。

第1期計画が令和元年度(2019年度)末をもって終了することから、子どもの貧困対策や児童虐待防止の強化などの社会的な要請をはじめ、第1期計画での取組みでの成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とした「第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

【参考】国における子ども・子育て支援をめぐる最近の動き

動き	主な内容
「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行 (平成26年(2014年)4月23日)	・ひとり親家庭への支援を拡充、子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む法改正 ・有効期間を令和7年(2025年)3月31日まで延長
「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行 (平成28年(2016年)4月1日)	・事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業の創設 ・一般事業主から徴収する拋出金率の上限の引き上げ
「子育て安心プラン」 (平成29年(2017年)6月22日)	・令和元年度(2019年度)末までの2年間で待機児童を解消(遅くとも令和2年度(2020年度)末までの3年間で全国の待機児童を解消) ・令和4年度(2022年度)末までの5年間で女性の就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿の整備等を推進
「児童福祉法」の改正 (平成28年(2016年)、平成29年(2017年))	・理念規定の改正 ・家庭養育の実現と永続的解決(パーマネンシー保障)、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援などを規定
「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の改正・公布 (令和元年(2019年)6月19日)	・目的規定の改正 ・基本理念の見直し ・子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正(貧困に関する指標として「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を追加) ・市町村に貧困対策計画を策定する努力義務を規定
子ども・子育て支援法・第60条に定める「基本指針」の改正(令和元年(2019年)9月発出)	・市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向の反映 ・平成28年(2016年)の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し ・新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記 ・幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた内容の改正
「幼児教育・保育の無償化」の施行 (令和元年(2019年)10月1日)	・幼稚園や保育所、認定こども園などに通う3～5歳児と、0～2歳児の住民税非課税世帯の利用料を無料とするもの

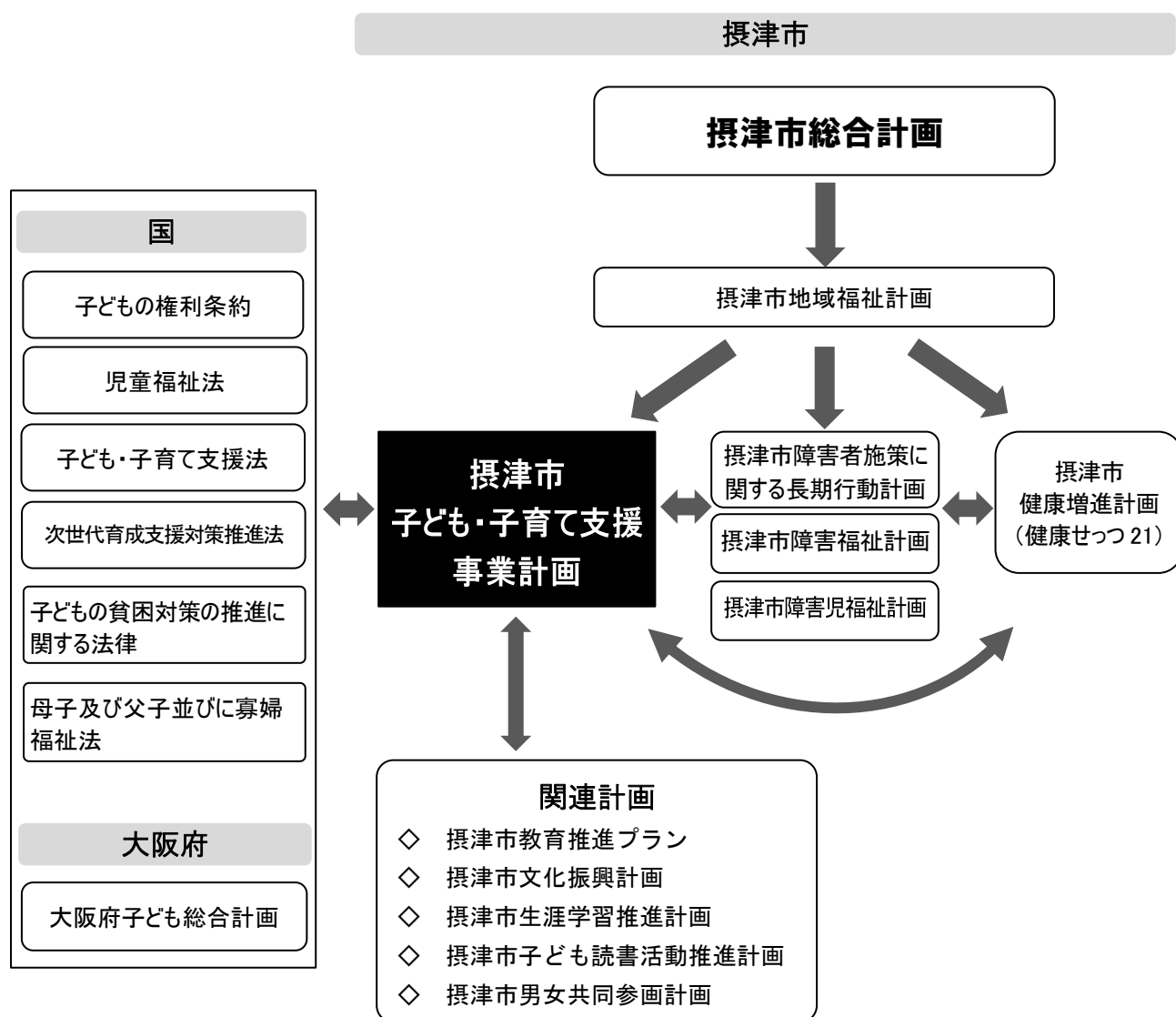
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画」を含む計画として、福祉をはじめ保健、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として位置づけられます。

さらに、本計画は、上位計画である「摂津市総合計画」や「摂津市地域福祉計画」、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

■関連法・計画等との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。また、計画最終年度である令和6年度(2024年度)には計画の達成状況の確認と見直しを行います。計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

■計画の期間

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
第1期摂津市子ども・子育て支援事業計画					第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画（本計画）					第3期計画（令和7年度以降）		
									見直し			

4 策定体制

〔1〕子育て家庭におけるニーズの把握

就学前児童及び小学生児童1～3年生の保護者を対象に、摂津市子ども・子育て支援ニーズ調査（アンケート調査）を実施し、保育ニーズをはじめ、摂津市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握しました。

■ニーズ調査（アンケート調査）の回収状況

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	2,500	1,111	44.4%
小 学 生 児 童	1,300	575	44.2%
合 計	3,800	1,686	44.4%

〔2〕摂津市子ども・子育て会議を通じた市民意見の反映

平成25年度(2013年度)より、摂津市子ども・子育て会議条例に基づき、子どもの保護者や子育て支援事業者、学識経験者等で構成する審議会（摂津市子ども・子育て会議）を設置しています。

この会議において、現状と課題を把握するとともに、本計画策定のためのニーズ調査票案のほか、計画案の内容について検討しました。

〔３〕庁内での検討・協議

第１期計画の毎年度の進捗把握・検証を庁内で行い、計画の成果と課題を把握しています。

本計画にこれらの結果を反映するとともに、関係各課との協議・調整の上、各施策を立案します。

〔４〕パブリックコメントの実施

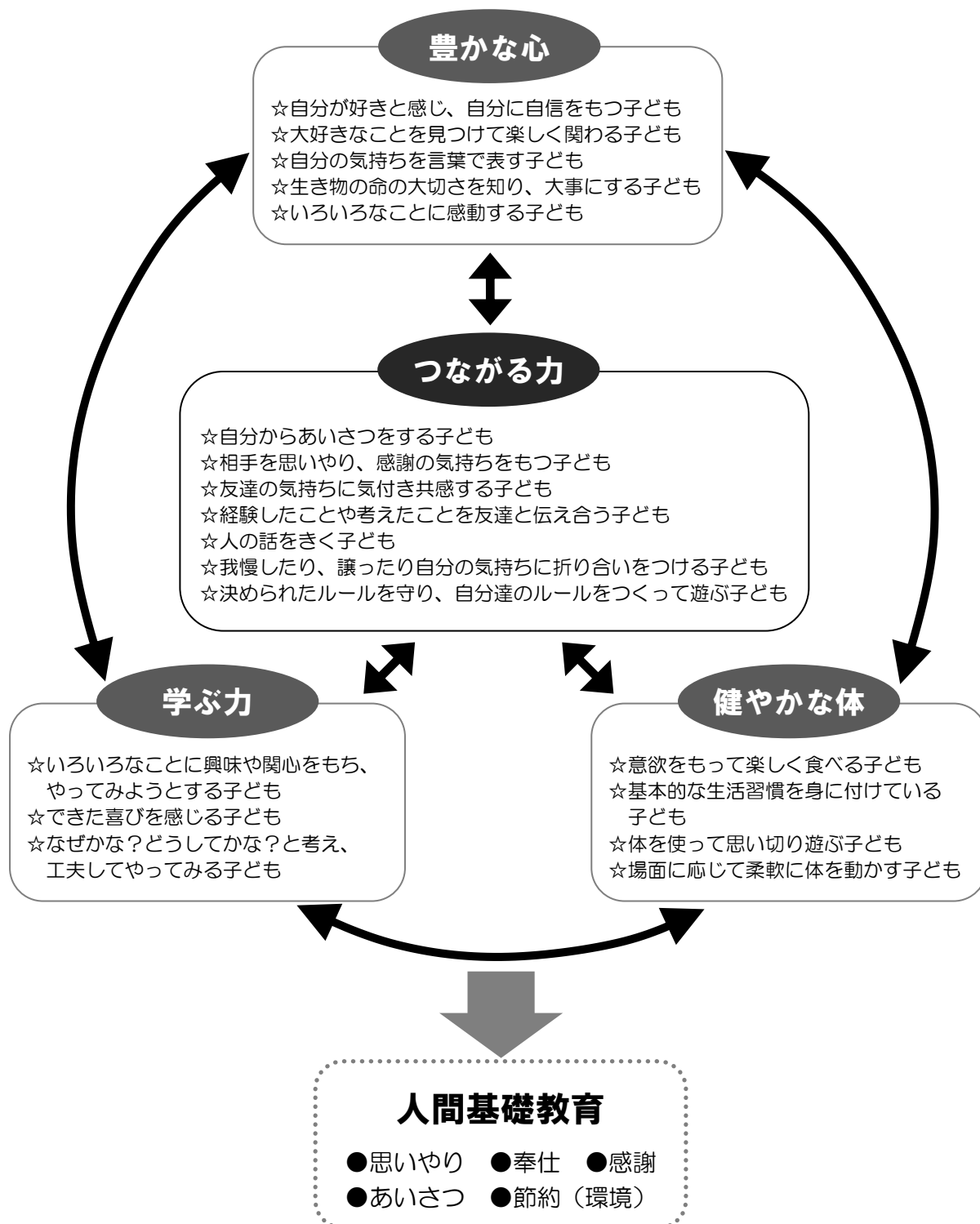
ニーズ調査及び摂津市子ども・子育て会議での意見に加え、計画に対する市民の意見を募集し、本計画に反映するため、本市のホームページや市公共施設、市内公私立保育所・幼稚園等で計画案を公開し、パブリックコメント（意見公募）を行いました。

5 めざす子ども像

第1期計画では、「就学前教育実践の手引き」の中で位置づけられている「めざす子ども像」を子ども・子育て支援に関わる関係者が共有し、計画を推進してきました。

計画における取組みの連続性並びに整合性を維持するため、本計画においても、第1期計画の「めざす子ども像」を継承することとします。

■本計画の推進を通じて「めざす子ども像」

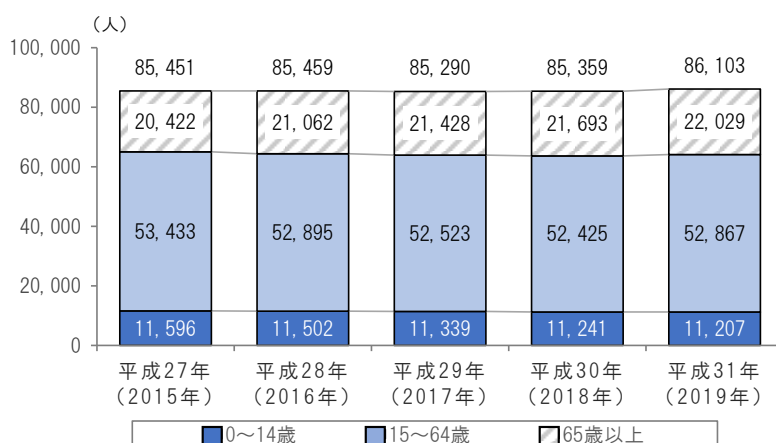


第2章 摂津市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口の状況

〔1〕年齢3区分別人口の推移

総人口は、緩やかな増加傾向にあり、平成31年(2019年)は86,103人となっています。
年齢3区分別人口でみると、65歳以上人口は増加傾向にある一方で、0～14歳の年少人口は減少傾向にあります。



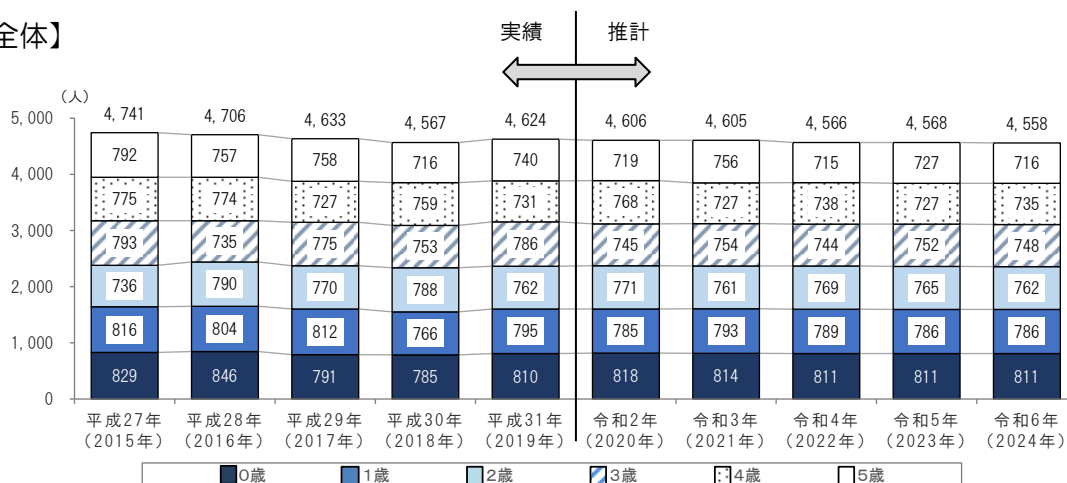
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

〔2〕0～5歳人口の推移

0～5歳人口は、緩やかな減少傾向にありましたが、平成31年(2019年)は前年より57人増加し、4,624人となっています。

推計では、各年齢とも多少の増減はありますが、全体としては緩やかに減少することが予測されます。

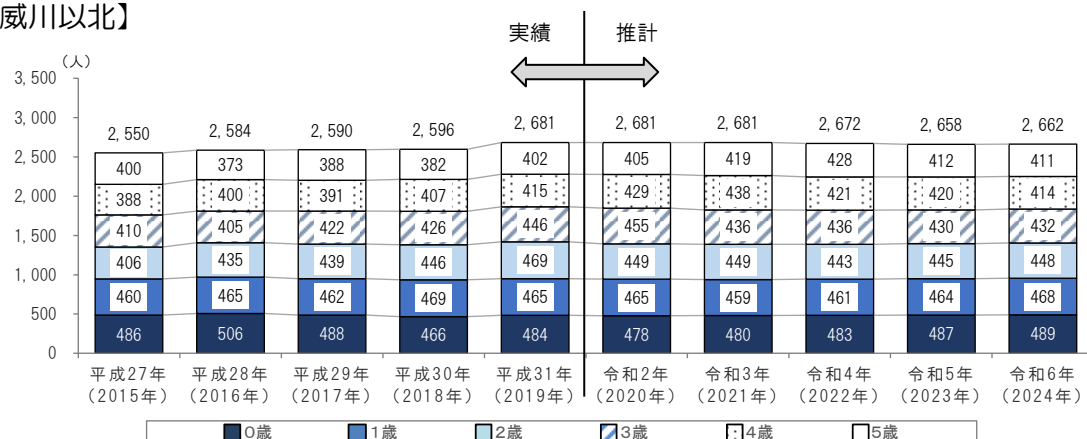
【市全体】



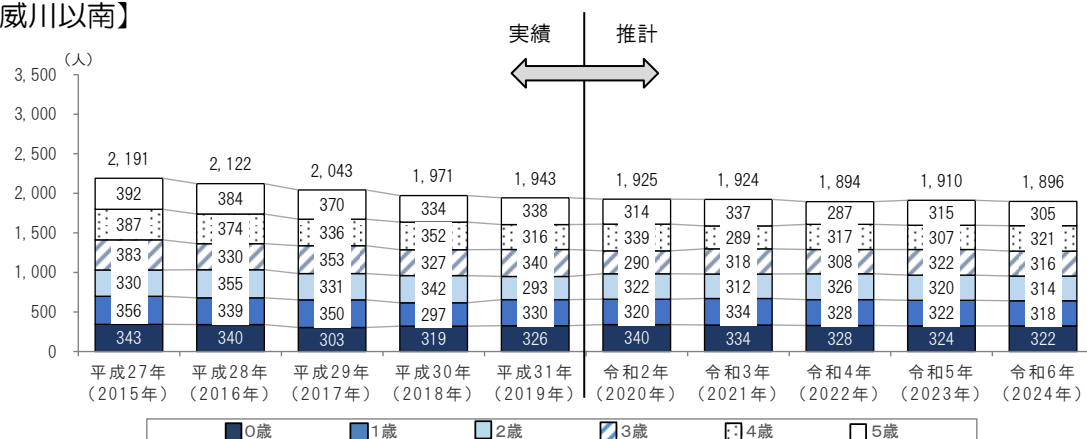
資料：住民基本台帳（実績は各年4月1日現在、推計は実績データをもとにコーホート変化率法により推計）

0～5歳人口は、安威川以北圏域では、大規模マンション等の住宅開発による転入増に伴い、平成31年(2019年)に増加し、その後は緩やかに減少していく見込みです。一方、安威川以南圏域の0～5歳人口は、将来も減少が続く見込みです。

【安威川以北】



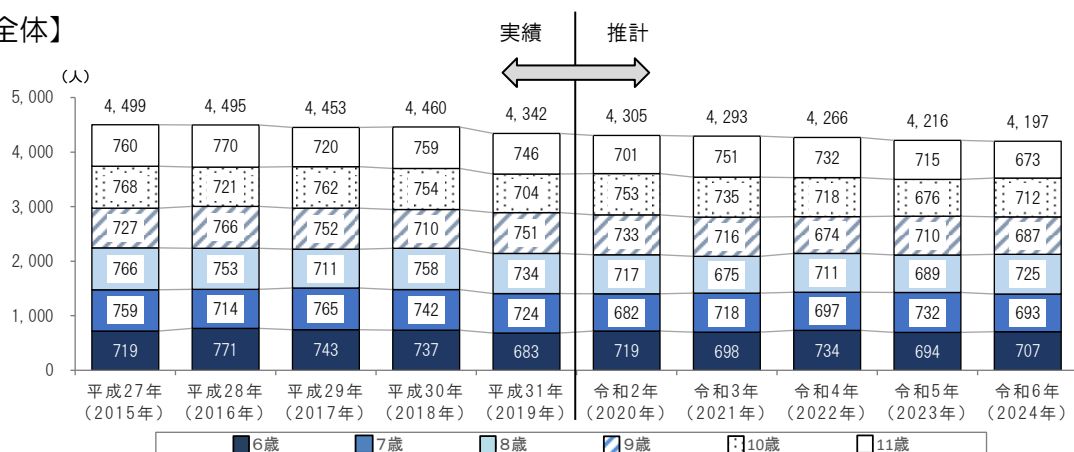
【安威川以南】



〔3〕 6～11歳人口の推移

6～11歳人口は、緩やかな減少傾向にあり、平成31年(2019年)は前年より118人減少し、4,342人となっています。推計では、安威川以北圏域では増加、安威川以南圏域では減少し、全体としては減少傾向にあります。

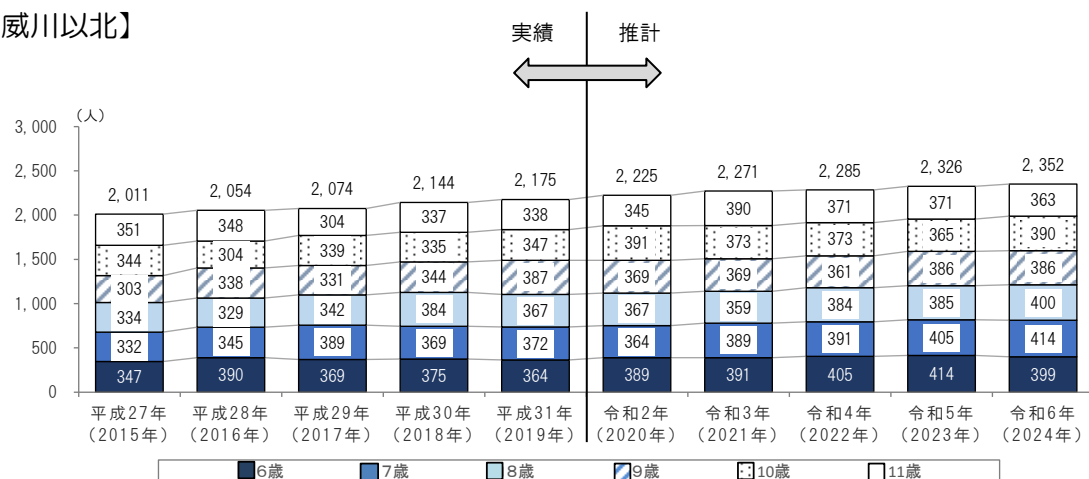
【市全体】



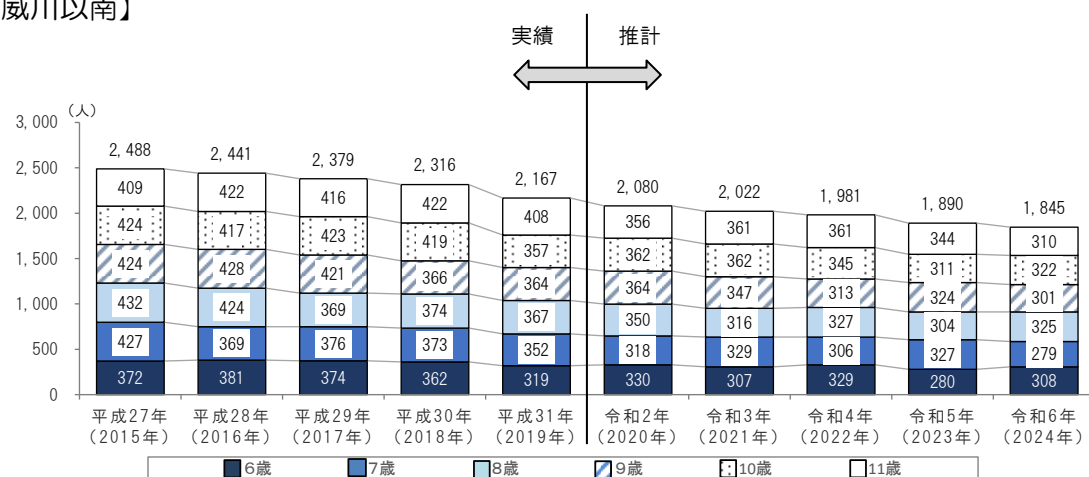
資料：住民基本台帳（実績は各年4月1日現在、推計は実績データをもとにコーホート変化率法により推計）

6～11歳人口は、安威川以北圏域では、0～5歳人口の増加を背景に、就学児（小学生）も増加傾向にあります。安威川以南圏域では、年々減少し、令和2年(2020年)以降も減少が続くものと予想されます。

【安威川以北】

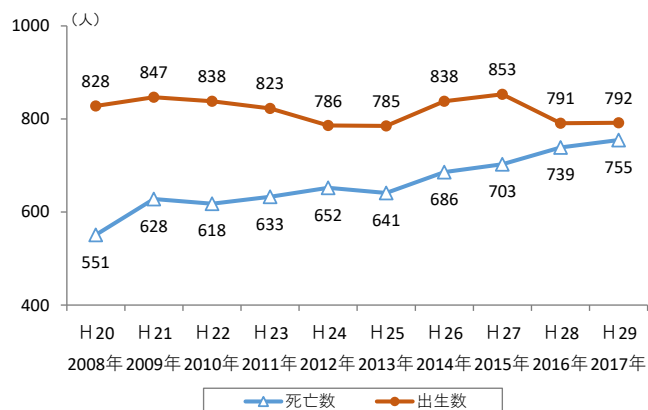


【安威川以南】



2 人口動態

〔1〕出生数と死亡数の推移

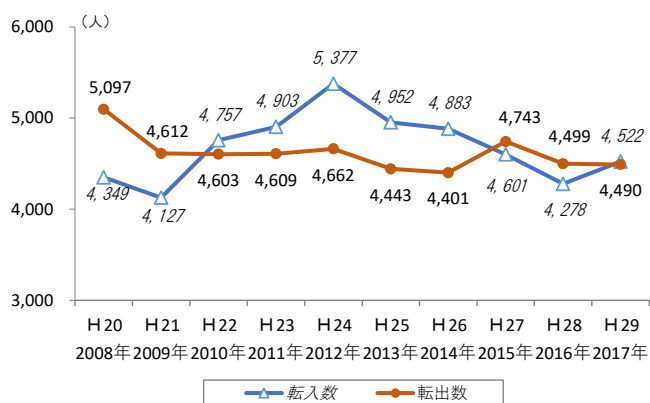


出生数と死亡数による自然動態では、出生数が死亡数を上回っています。

しかし、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、その差が年々小さくなっています。

資料：摂津市統計要覧

〔2〕転入数と転出数の推移

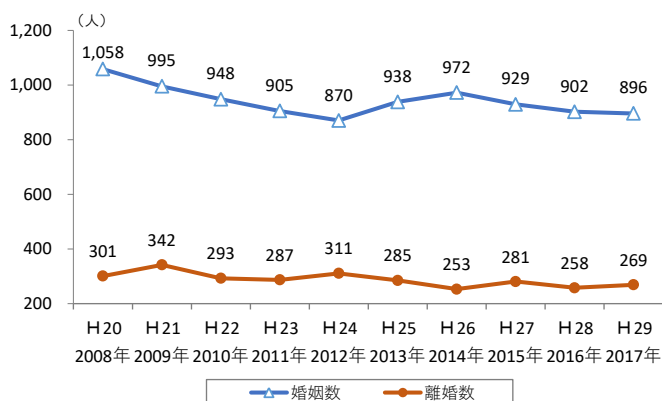


転入数と転出数による社会動態では、住宅の大規模開発等で転入数が転出数を大幅に上回る年もありましたが、近年では、転入数と転出数の差が小さくなっています。

平成29年(2017年)は転入数が転出数を上回っています。

資料：摂津市統計要覧

〔3〕婚姻数と離婚数の推移



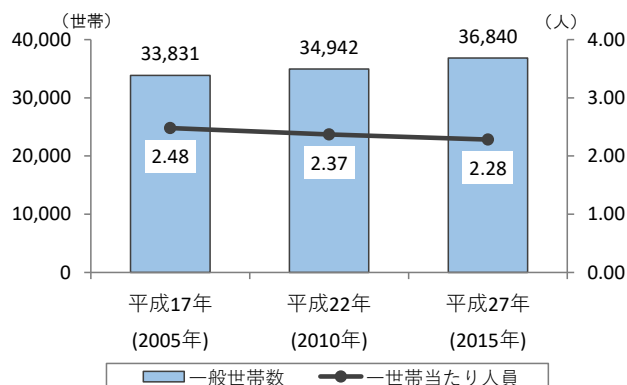
婚姻数と離婚数の推移では、婚姻数は近年は減少傾向にあり、平成29年(2017年)は896件となっています。

離婚数は、増減しながら推移しています。

資料：摂津市統計要覧

3 世帯の状況

〔1〕一般世帯数の推移



一般世帯数の推移では、増加傾向にあり、平成27年(2015年)は36,840世帯となっています。

一方、一世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成27年(2015年)で2.28人と、家族の小規模化が進んでいます。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

〔2〕家族構成別世帯の推移

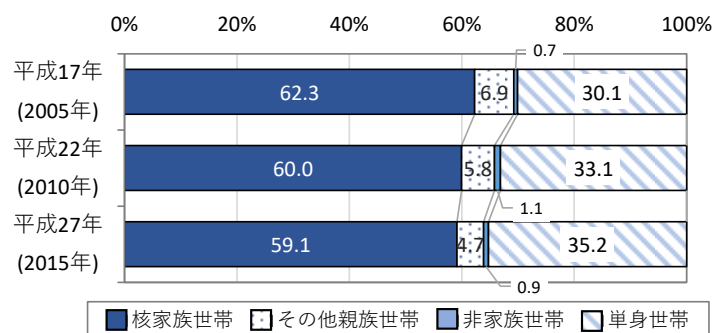
家族構成別世帯では、核家族世帯が6割近くを占めていますが、その割合は減少傾向にあります。

一方、単身世帯は増加傾向にあり、3割を超えています。

		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数 計	世帯数	33,831	34,942	36,840
	%	100.0	100.0	100.0
核家族世帯	世帯数	21,082	20,953	21,785
	%	62.3	60.0	59.1
その他親族世帯	世帯数	2,341	2,035	1,746
	%	6.9	5.8	4.7
非家族世帯	世帯数	229	380	316
	%	0.7	1.1	0.9
単身世帯	世帯数	10,179	11,568	12,973
	%	30.1	33.1	35.2

(※家族類型不詳は総数に含む)

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



〔３〕ひとり親世帯（20歳未満の子がいる世帯）の推移

20歳未満の子がいるひとり親世帯は、平成27年(2015年)は712世帯、一般世帯に占める割合は1.9%となっており、平成22年(2010年)からはほぼ横ばいとなっています。

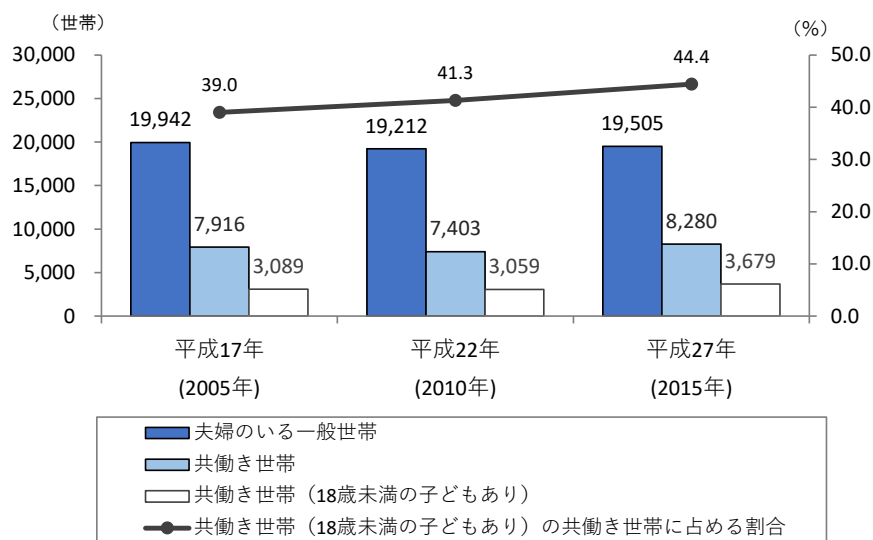
		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数 計	世帯数	33,831	34,942	36,840
	%	100.0	100.0	100.0
ひとり親世帯 計	世帯数	645	714	712
	%	1.9	2.0	1.9
(うち) 母と20歳未満の子がいる世帯	世帯数	575	617	627
	%	1.7	1.7	1.7
(うち) 父と20歳未満の子がいる世帯	世帯数	70	97	85
	%	0.2	0.3	0.2

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

〔４〕共働き世帯の推移

共働き世帯は、平成27年(2015年)は8,280世帯で、平成22年(2010年)に比べ877世帯増加しています。

18歳未満の子どもがいる共働き世帯も、平成22年(2010年)より増加しており、共働き世帯に占める割合も増加傾向にあります。



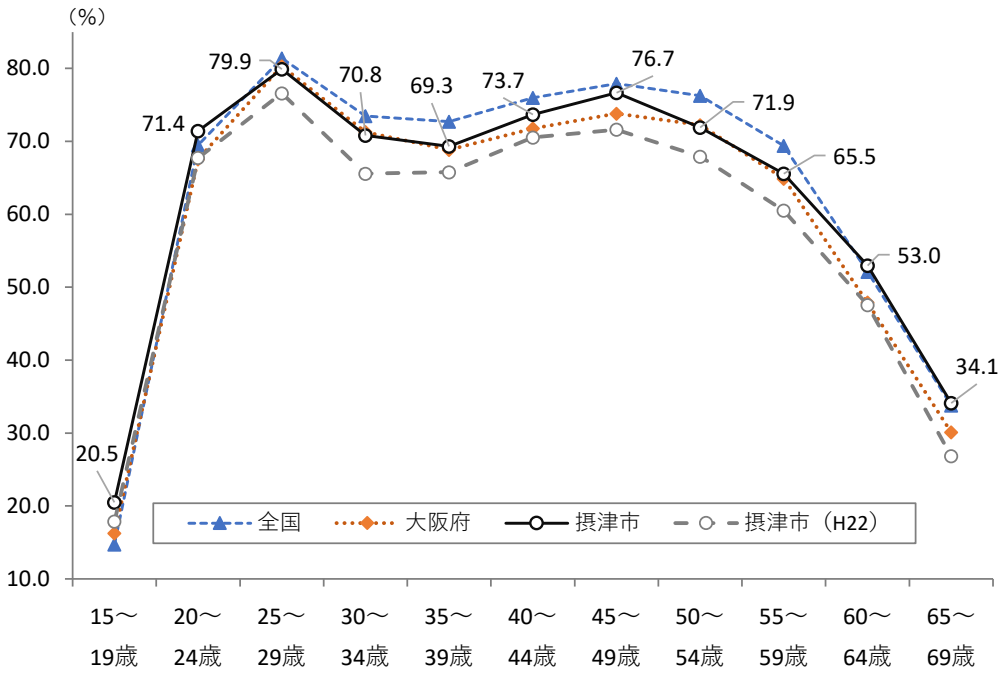
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

4 女性の就業状況

女性の就業率では、摂津市、大阪府、全国ともに30歳代において就業率が低下し、40歳代で上昇する曲線を描いています。

摂津市は、大阪府と比べると、25～34歳と50～54歳において若干下回っていますが、それ以外の年齢では大阪府より高くなっています。

平成22年(2010年)と比べると、すべての年代で高くなっており、女性の就業率が上昇しています。



◆女性の就業率

(%)

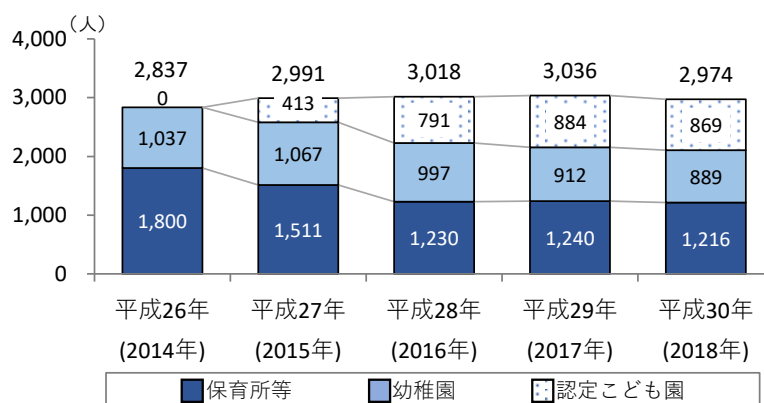
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8
大阪府	16.3	67.5	80.3	71.3	68.9	71.8	73.8	72.2	64.9	47.9	30.1
摂津市	20.5	71.4	79.9	70.8	69.3	73.7	76.7	71.9	65.5	53.0	34.1
摂津市 (H22)	17.9	67.7	76.6	65.6	65.8	70.5	71.6	67.9	60.5	47.6	26.8

資料：平成27年(2015年)国勢調査（10月1日現在）

5 保育所等・幼稚園・認定こども園及び学童保育室の入所状況

〔1〕保育所等・幼稚園・認定こども園の児童数

保育所等・幼稚園・認定こども園の入所入園児童数は、3,000人前後で推移しており、平成30年(2018年)は2,974人となっています。平成26年(2014年)と比べ137人増加しています。



資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

〔２〕施設別にみる保育所等・幼稚園・認定こども園の利用状況

◆保育所等の利用状況

(人)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	
公立	正雀保育所	103	99	102	-	-	※平成29年度より私立正雀 ひかり保育園として民営化
	別府保育所	67	66	69	69	72	
	鳥飼保育所	94	96	98	97	93	
	子育て総合支援センター	143	145	144	148	147	
私立	正雀愛育園	154	-	-	-	-	※平成27年度より認定 こども園に移行
	せつつ遊育園	149	-	-	-	-	
	とりかいひがし遊育園	106	-	-	-	-	
	一津屋愛育園	128	126	-	-	-	※平成28年度より認定 こども園に移行
	つるのひまわり園	102	115	-	-	-	
	みなみせんりおか遊育園		112	-	-	-	
	とりかい遊育園	51	48	48	-	-	※平成29年度より認定こ ども園に移行
	千里丘愛育園	115	106	128	142	127	
	勝久寺保育園	68	63	66	69	73	
	藤森保育園	63	57	59	66	52	
	摂津さつき保育園	87	96	99	100	98	
	鳥飼さつき園	193	180	169	182	168	
	摂津ひかり保育園	89	89	83	89	85	
	摂津ひかりにこにこ保育園	88	83	97	88	92	
	わかば保育園		26	26	29	27	
	杉の子保育園		4				
	ポポラー大阪南千里丘園			30	32	31	
	こどもなーと摂津保育園			12	11	10	
	正雀ひかり保育園				102	103	
	こどもなーと千里丘保育園				16	19	
	摂津ポッポ保育園 正雀校					19	
合計		1,800	1,511	1,230	1,240	1,216	

資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

◆幼稚園の利用状況

(人)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
公立	せつつ幼稚園	140	139	125	97	96
	べふ幼稚園	47	66	59	57	58
	とりかい幼稚園	57	39	47	45	36
私立	三島幼稚園	177	192	168	145	133
	かおり幼稚園	268	272	254	243	248
	摂津ひかり幼稚園	348	359	344	325	318
合計		1,037	1,067	997	912	889

資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

◆認定こども園の利用状況

(人)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
私立	せつつ遊育園		150	156	164	167
	とりかいひがし遊育園		107	113	118	109
	正雀愛育園		156	151	145	136
	一津屋愛育園			128	137	132
	みなみせんりおか遊育園			131	151	158
	つるのひまわり園			112	120	118
	とりかい遊育園				49	49
合計			413	791	884	869

資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

〔3〕小学校別にみる学童保育室の入室状況

◆学童保育室の入室状況（平成30年度(2018年度)）

(人)

	児童数	入室児童数	1年	2年	3年
千里丘	161	66	26	23	17
三宅柳田	280	92	41	24	27
摂津	461	171	67	64	40
味舌	219	78	28	27	23
別府	269	86	36	29	21
味生	152	44	20	17	7
鳥飼西	244	79	33	26	20
鳥飼北	186	55	19	25	11
鳥飼	113	20	8	6	6
鳥飼東	97	23	7	8	8
合計	2,182	714	285	249	180

平成31年(2019年)3月1日現在

6 ニーズ調査結果にみる現状

本計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、平成30年度(2018年度)にニーズ調査を実施しました。調査結果の主なものを掲載します。

(注) 前回調査：平成25年度(2013年度)「摂津市子ども・子育て支援ニーズ調査」

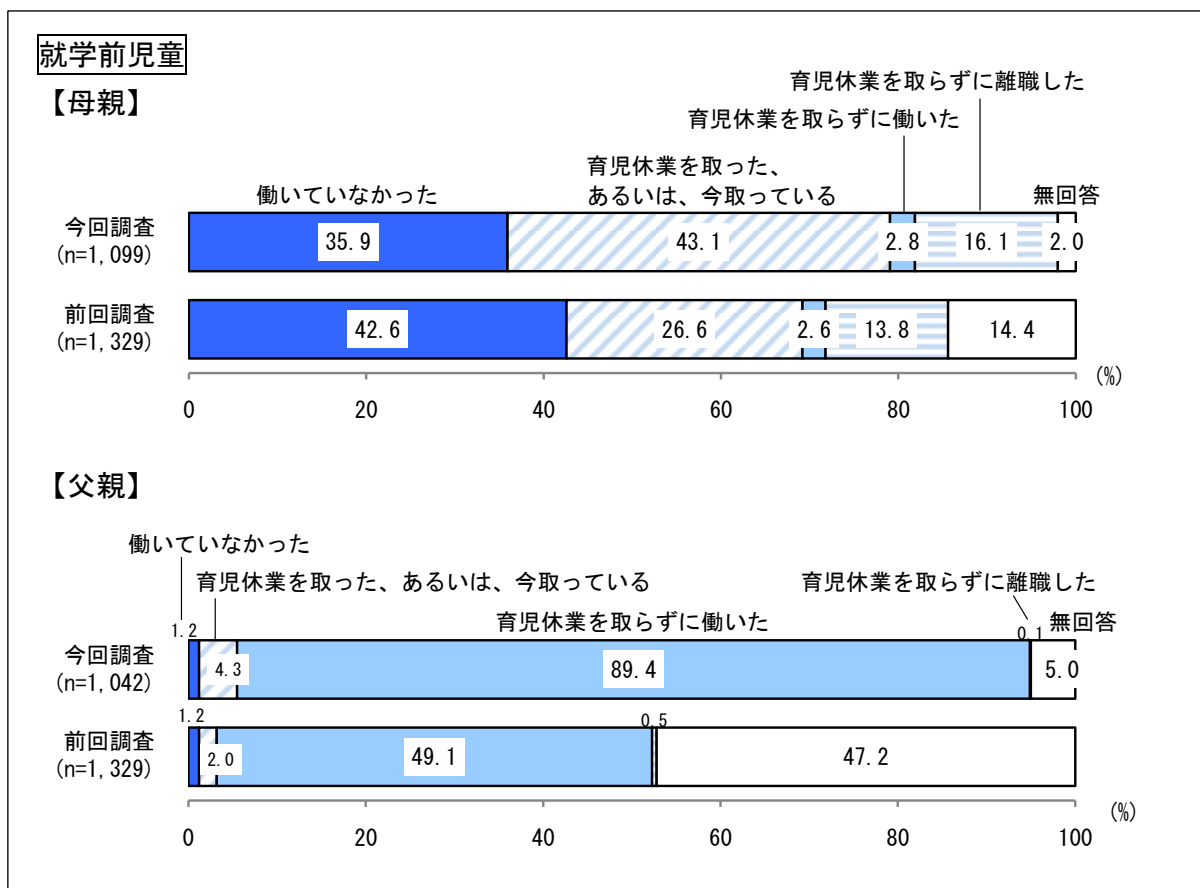
グラフ中の「n」は当該質問の回答者総数、「MA%」は複数回答設問を表します。

〔1〕育児休業の取得状況

(1) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況では、母親で40%強が取得しています。前回調査に比べて16.5ポイント高くなっています。父親は4%程度にとどまっていますが、前回調査に比べると2.3ポイント高くなっています。

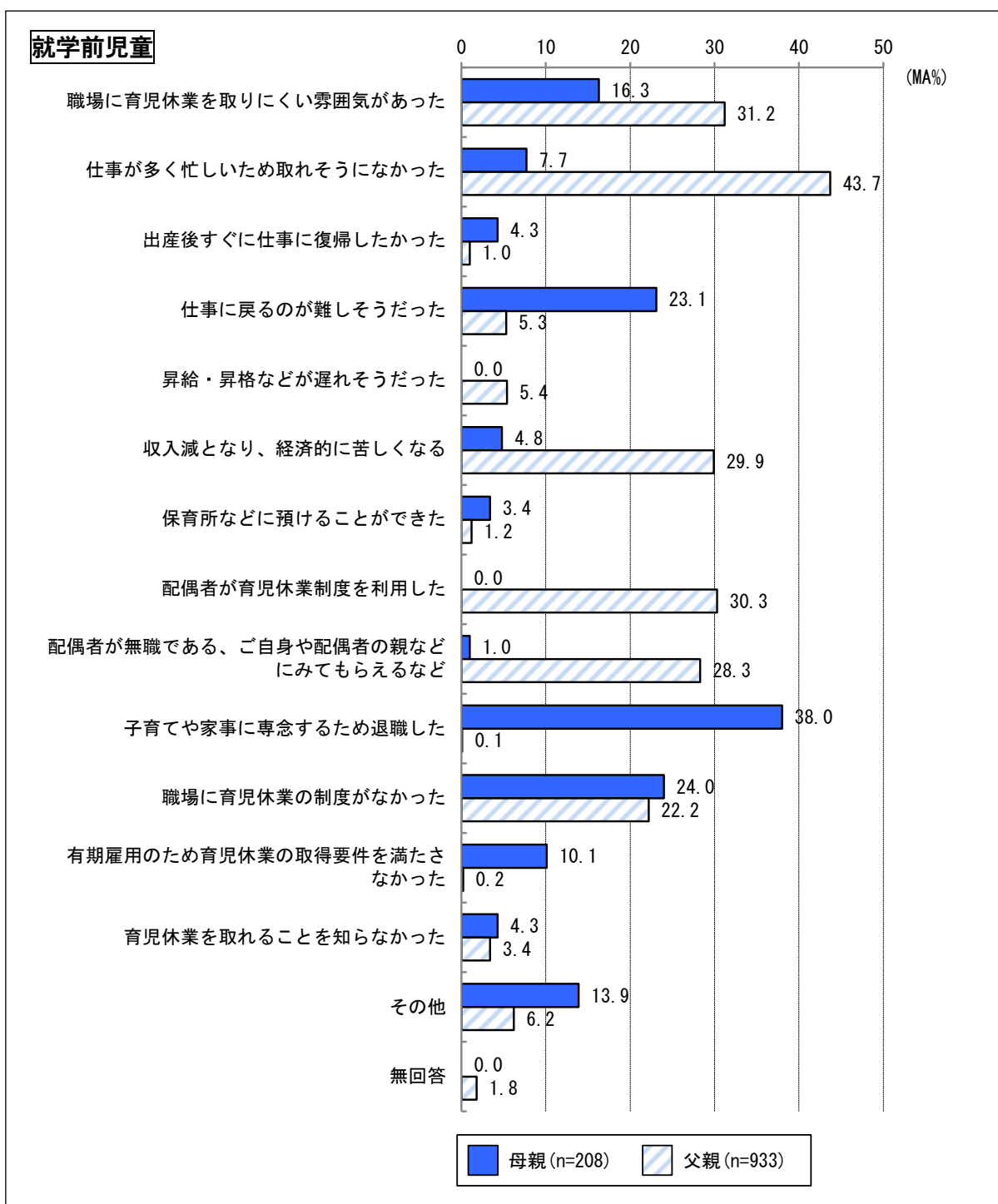
また、母親においては16.1%の人が離職しています。



(2) 育児休業を取らずに働いた理由

育児休業を取らずに働いた理由は、母親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事に戻るのが難しそうだった」「職場に育児休業の制度がなかった」などの回答が多く、職場などで取得しづらい環境がうかがえます。

父親においても「仕事が多く忙しいため取れそうになかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」で3～4割の回答がみられており、育児休業を取りやすい環境づくりが求められています。

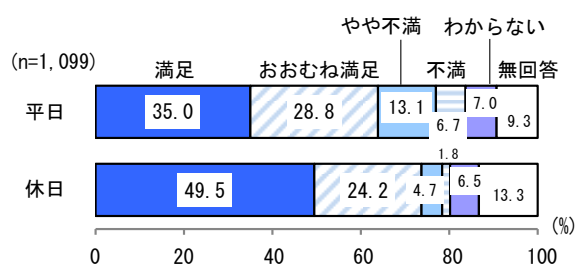


〔２〕子どもと一緒に過ごす時間

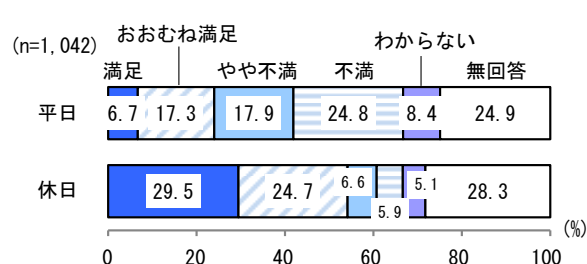
子どもと一緒に過ごす時間では、就学前児童、小学生児童ともに平日、休日において母親に比べ、父親のほうが子どもと一緒に過ごす時間が取れないことを不満に感じています。父親の育児参加が進んできている中、父親も子どもと過ごす時間が増えてきていると考えられますが、今後も父親の育児等への参加の促進に努める必要があります。

就学前児童

【母親】

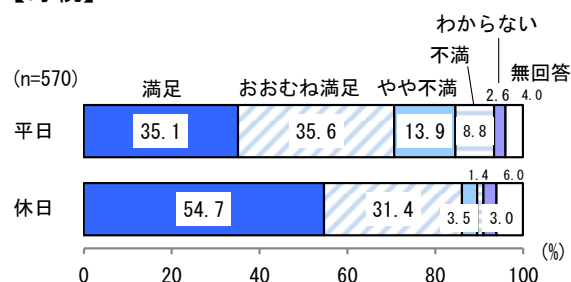


【父親】

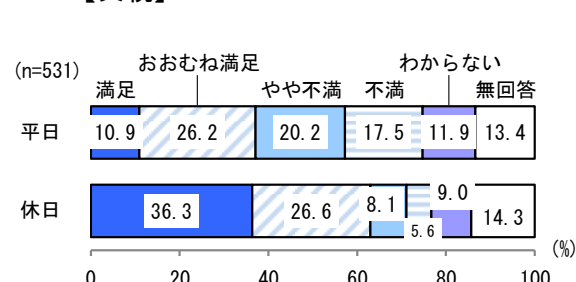


小学生児童

【母親】

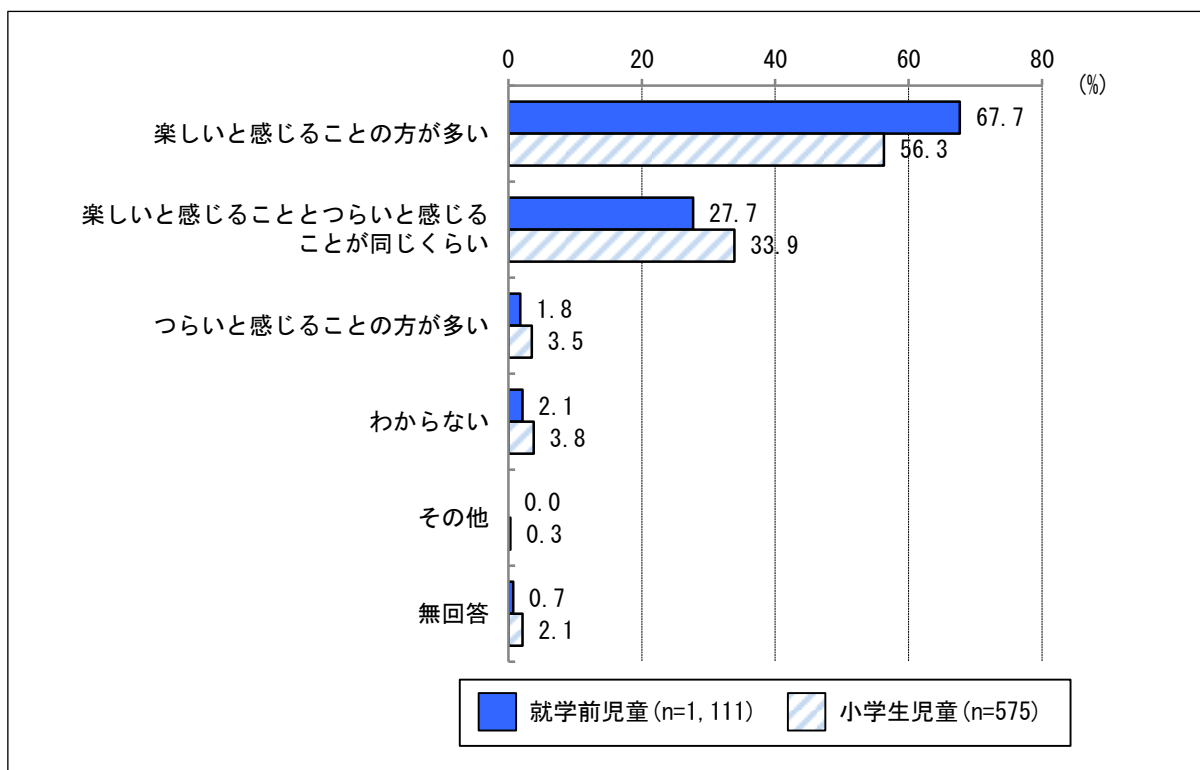


【父親】



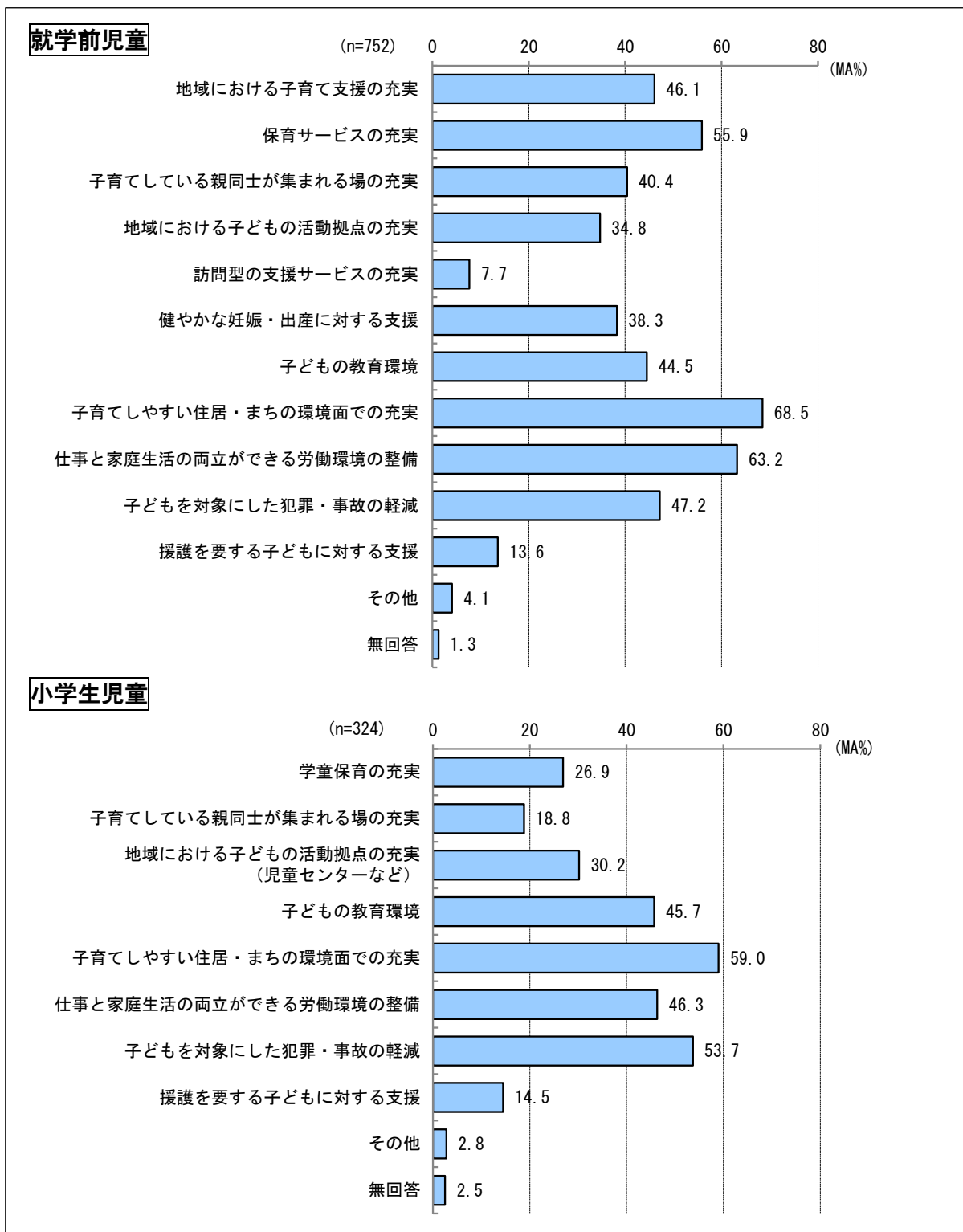
〔3〕家庭における子育て支援

子育ての感じ方については、就学前児童、小学生児童ともに「楽しいと感じることの方が多い」が5割以上となっています。



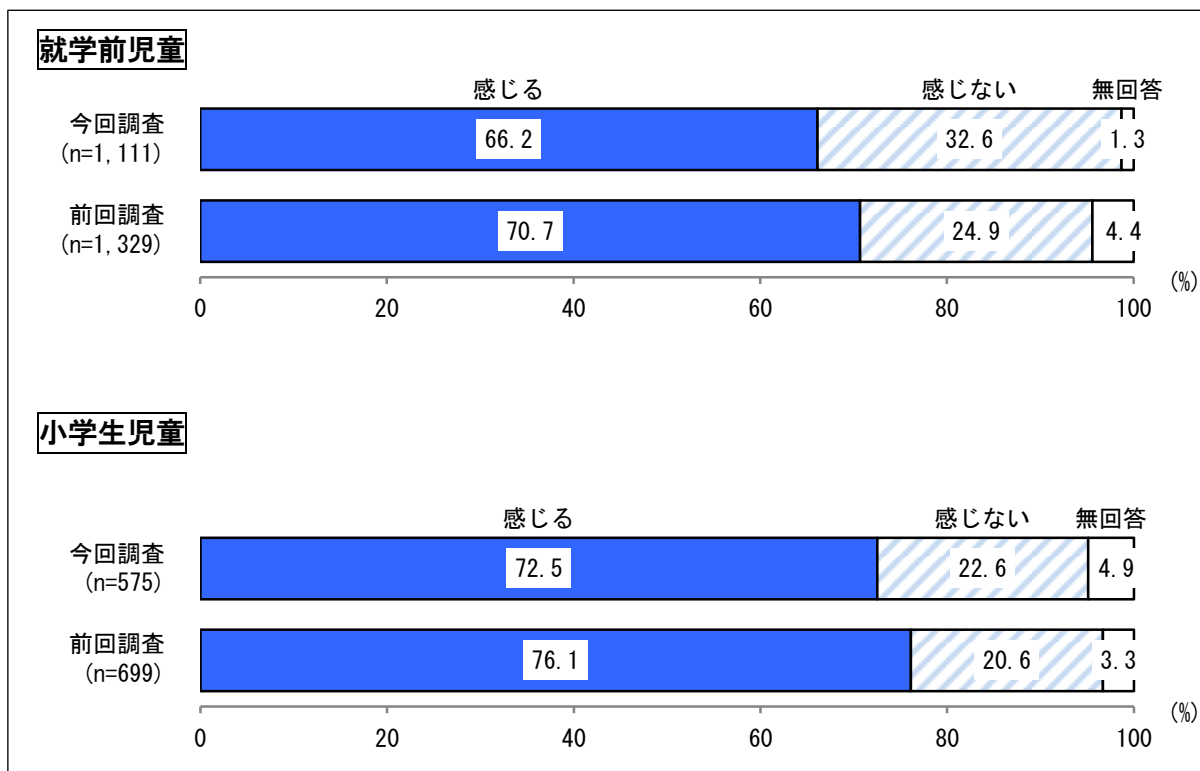
〔４〕子育てをする中での必要な支援や対策

子育てをする中で、どのような支援・対策が有効かについては、就学前児童では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」「保育サービスの充実」といった労働環境の整備や地域における子育て支援、子育てしやすいまちづくりなどが求められています。小学生児童では、これらに加えて、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」といった子どもの安全対策が求められています。



〔５〕地域における子育て支援

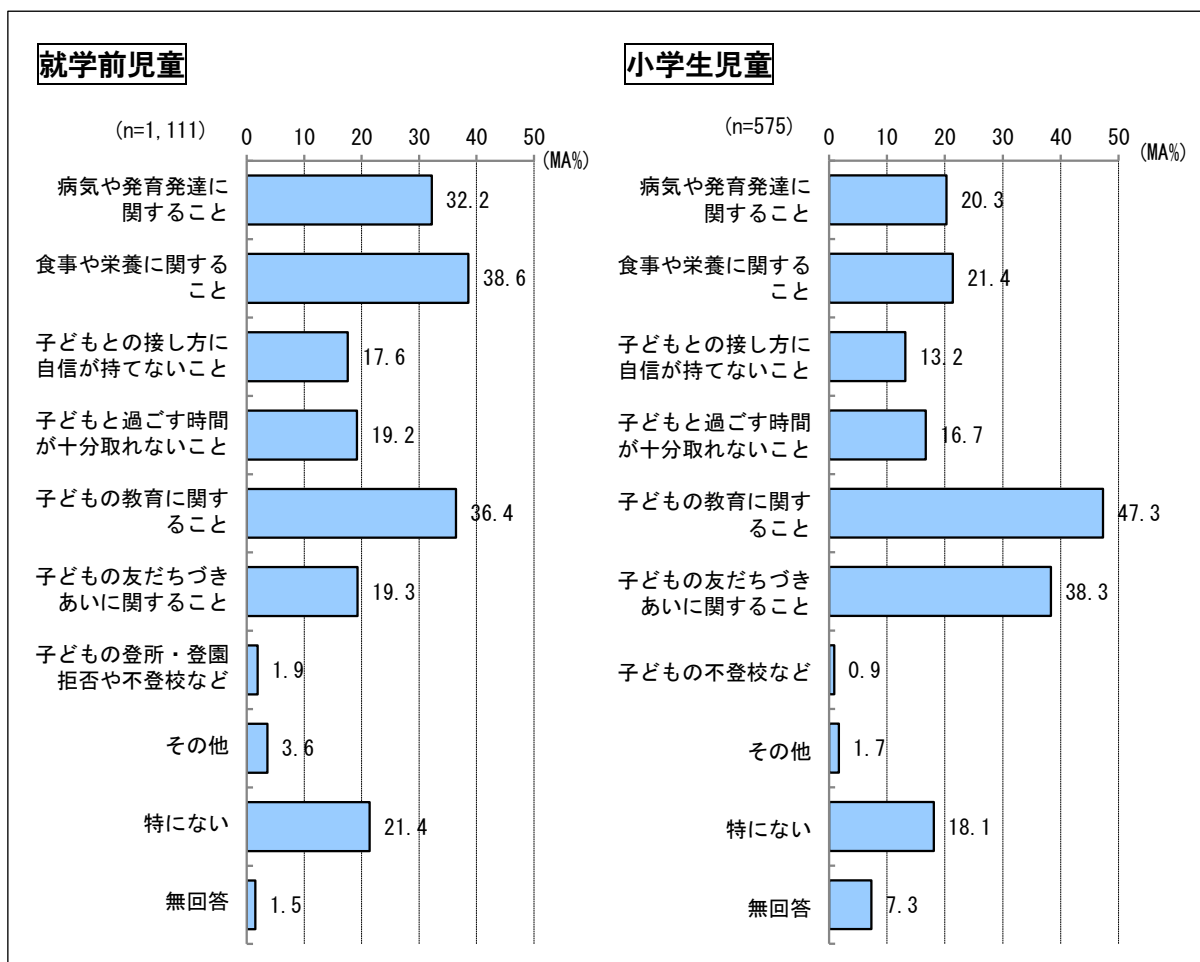
子育てが地域の人に支えられていると感じるかどうかでは、６割以上の方が「感じる」と回答していますが、一方で子育てが地域の人に支えられていると感じていない保護者が就学前児童の３人に１人程度、小学生児童の５人に１人程度存在します。また、「感じる」割合は、前回調査に比べて、就学前児童、小学生児童とも低下しています。近隣とのつながりの希薄化や子育てで孤立している家庭の存在が懸念されます。



〔6〕子育てについての悩みの解消

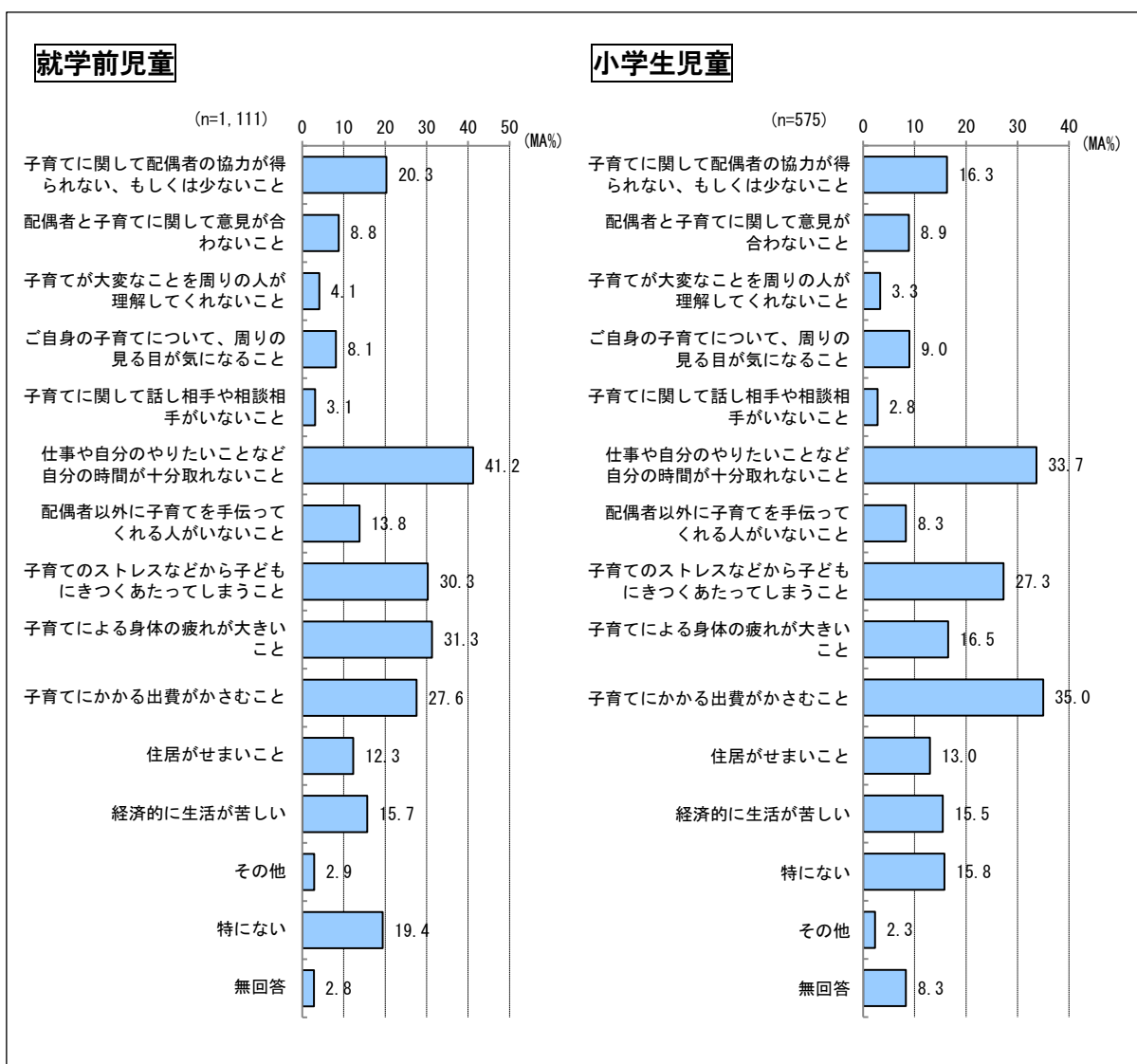
（１）子どもに関すること

子どもに関することの悩みについては、就学前児童では「食事や栄養に関すること」と「子どもの教育に関すること」「病気や発育発達に関すること」の項目で3割を超えています。小学生児童では「子どもの教育に関すること」が最も多く、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が多くなっています。



(2) 回答者（保護者）に関すること

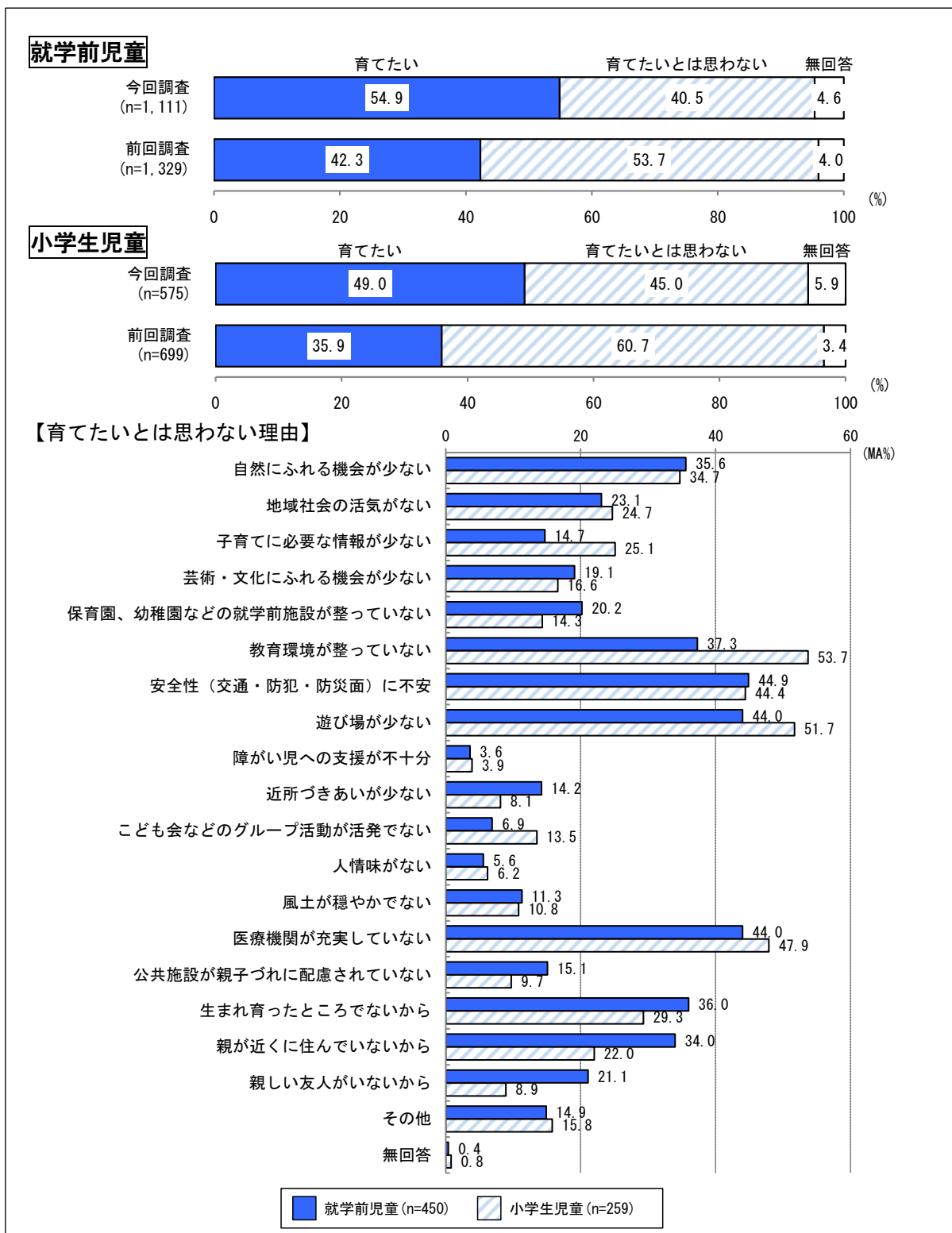
保護者に関することでは、就学前児童の保護者では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きいこと」となっています。小学生児童の保護者では「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」などが悩みとして多くなっており、こうした悩みの解消や軽減に向けたケアなどが求められています。



〔7〕子育てを行う場所の意向

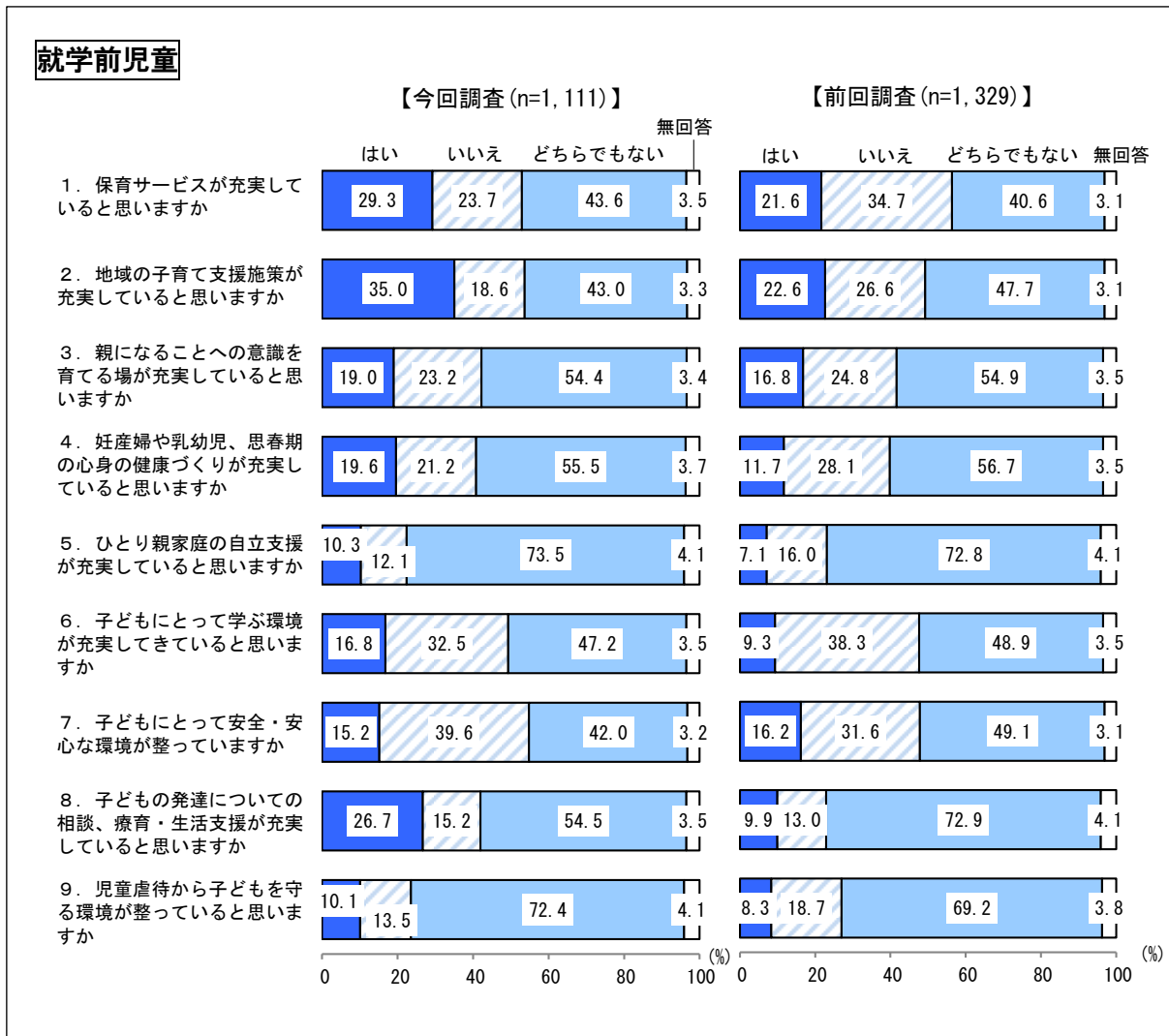
子どもを育てる場所を自由に選べるとしたら、今後も摂津市で育てたいと思うかについては、就学前児童、小学生児童ともに「育てたい」が「育てたいとは思わない」を上回っており、前回調査に比べて就学前児童、小学生とも10ポイント以上高くなっています。

「育てたいとは思わない」と回答した人にその理由をたずねると、就学前児童では「安全性（交通・防犯・防災面）に不安」、小学生児童では「教育環境が整っていない」が最も多くなっています。



〔8〕子育て施策

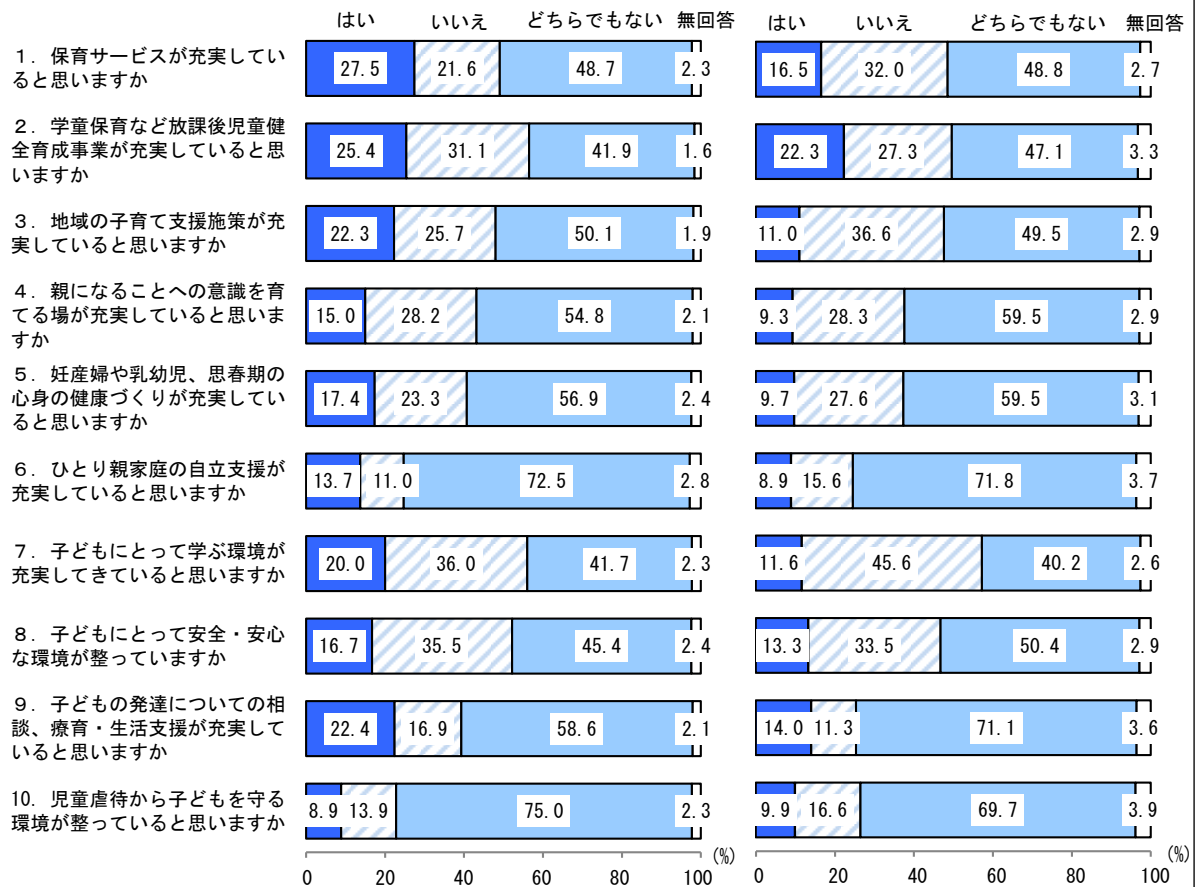
摂津市の子育て施策では、就学前児童では子どもにとって安全・安心な環境の整備、小学生児童では児童虐待から子どもを守る環境の整備を除く施策において、前回調査より充実していると思うと回答されています。



小学生児童

【今回調査 (n=575)】

【前回調査 (n=699)】



7 第2期計画における取組課題

〔1〕質の高い就学前教育・保育の提供

人間形成の基礎づくりは幼児期に始まり、就学前の子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えます。そのため、就学前からの家庭や地域における教育は重要な意味をもちます。命を尊び、相手を思いやる心は、様々なあそびや体験を通して育まれていくものです。

豊かな体験活動の機会を提供し、思いやりの心や命を大切にする心のほか、自己肯定感を養うとともに、子どもたちが自己実現を図ることができるように社会の一員としての自覚や社会性を醸成することができるよう、質の高い就学前教育・保育を提供していく必要があります。

〔2〕幼児期から就学期にわたる切れ目のない教育・保育環境の充実

ニーズ調査の結果では、本市の子どもの学び環境が充実していると評価する保護者は少なく、「充実していない」や「どちらでもない」が多くなっています。国では、保育所や幼稚園、認定こども園において育みたい資質・能力を明確化し、その考え方が小学校入学後にも引き継がれるように設定しています。国の動きを踏まえ、幼児期からの教育を一層充実し、小学校入学後のつまずきや、いわゆる「中1ギャップ」などを乗り越えることができるよう、保育所等から小・中学校まで一貫した教育を行うとともに、子どもの年代に応じた学び環境の整備・充実を図っていくことが必要です。

〔3〕幼児教育の無償化などを背景とした教育・保育ニーズの高まりへの対応

本市では、保育所の整備や増員をはじめ、認定こども園の整備や小規模保育施設の新設・増設などにより、保護者の保育ニーズに対応するための提供体制の整備に努めていますが、保育所等の待機児童が生じています。

ニーズ調査の結果をみると、就学前児童が平日に定期的に利用したい施設やサービスは、「認可保育所」「認定こども園」が上位となっており、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」など比較的長時間預けることができる教育施設への利用希望も多くなっています。幼稚園を利用する保護者の就労支援施策として、引き続きこれらの施設・サービスの充実に努めることが必要です。

さらに、母親の就労が継続し、現在就学前児童が就学期を迎えた場合、学童保育に対するニーズへの高まりも予想されます。就学前期から就学期に至る切れ目のない保育の提供体制を充実する必要があります。

〔４〕家庭と仕事の両立支援の充実と家庭生活への男性の関わりの一層の促進

国勢調査の結果によると、本市の女性の就業率は、子育て世代を含む各年代で上昇しています。また、ニーズ調査の結果では、現在就労していない無職の母親のうち、5人に1人が「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」と回答しており、子育て家庭の母親の就業率の上昇が見込まれます。

ニーズ調査の結果から就業する母親の育児休業の取得率をみると、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」割合は43.1%で、平成25年度(2013年度)調査の26.6%から大きく上昇しているものの、父親の取得率は4.3%（平成25年度(2013年度)調査2.0%）と依然低いままとなっています。また、母親の育児休業を取らなかった理由は「子育てや家事に専念するために退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」「仕事に戻るのが難しそうだった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが多くなっています。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業啓発が進んでいるにもかかわらず、子育てと仕事の両立支援に対する職場の理解が必ずしも十分でない様子がうかがえます。引き続き、企業の子育てと仕事の両立支援に対する理解促進に向けた一層の取り組みが必要です。

一方、子育てと仕事を両立させる上での課題をニーズ調査の結果からみると、父親の平日の就学前の子どもと接する時間は、母親に比べかなり少なく、父親の家事に関わっている時間も母親に比べ短くなっています。

母親と同じように子育てに関わることを推し進めるため、男性の働き方の見直しとともに、男性が子育てなどにおいて「参加」というサポートではなく、「主たる」役割を担う存在となることができるよう、啓発の充実が必要です。

〔５〕地域における子育て支援の充実

ニーズ調査の結果では、近所に子どもの話や世間話をする人がいると回答した保護者は6割を超え、また子育てが地域の人に支えられていると感じるとの回答も7割前後を占めています。しかし一方で、就学前児童の保護者の3人に1人は、近所で子どもの話をする人がいない、子育てが地域の人に支えられていないと回答しています。地域のつながりの希薄化、身近なところで子育てについて相談できる相手がいないなどの状況により孤立すると、養育力の低下や児童虐待の要因となると考えられることから、地域住民の多くが子どもたちの健やかな成長や子育てへの関心・理解を深め、地域において子どもを守り、育てていくことができる環境づくりを引き続き進めていく必要があります。

本市では、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の不安や孤立感の解消のため、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場づくりを進めてきました。しかし、ニーズ調査の結果では、「地域の子育て支援施策が充実している」と評価する割合が3割となっているものの、「どちらでもない」が4割で評価は決して高くはありません。子育てのつらさを軽減するためにも、地域で子育て家庭を見守り、支えることができるコミュニティづくりが必要となっています。

国の子育て世代包括支援センター業務ガイドライン(平成29年(2017年)8月)によると、妊産婦、乳幼児等には多くの関係機関が関わることから、制度や機関により支援が分断され

てしまう、それぞれの支援に関わる情報のみ把握する傾向にあり、継続的・包括的に状況を把握できていない、と記載されています。

このため、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供するしくみの構築が求められています。

〔6〕 貧困に苦しむ子どもや子育て家庭への対応

国では、子どもの貧困対策を推進していく必要性を受けて、平成26年(2014年)1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、それを受け、同年8月には子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。さらに、令和元年(2019年)6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。

こうした国の動きを踏まえ、大阪府では、都道府県計画を「大阪府子ども総合計画」の1つとして策定され、「学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども（保護者）を支援につなぐスキーム」「子どもの居場所づくりへの支援」「社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成・子ども輝く未来基金の活用」「市町村との連携強化・地域の実情把握」「関連施策との一体的な推進」とする子どもの貧困対策への方向性が示されました。

摂津市においても、法や大綱の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会が失われることのないよう、子どもの貧困対策を推進する必要があります。

〔7〕 子どもが安全・安心に過ごせる環境づくり

本市で、子どもたちがのびのびと遊び、様々なことを体験しながら学んでいくことは、子どもが健全に育っていくうえで重要なことです。

ニーズ調査の結果では、「子どもにとって安全・安心な環境が整っていない」との回答は、就学前児童の保護者が39.6%、小学生児童の保護者が35.5%となっています。特に小学生児童の保護者では、市に充実してほしい取組みの中で「子どもの安全を確保する対策を充実する」が45.7%と、3番目に多くなっています。

また、居住地域の子どもの遊び場に対する評価では、就学前児童の保護者の満足度は45.3%が「満足」または「やや満足」に対し、47.9%が「やや不満」または「不満」、小学生児童の保護者の満足度は33.4%が「満足」または「やや満足」に対し、61.9%が「やや不満」または「不満」と、いずれも不満の割合のほうが高くなっています。不満の理由は、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多くなっています。そのほか、「自転車の通行が多いにもかかわらず自転車専用レーンがなく、道路が狭いので心配」や「歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになっている」「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」など、道路・交通環境面での安全性に不安をもつ保護者は少なくありません。

子どもの育ちを考えていくうえで、遊び場や学校時間以外での居場所など、安全・安心に過ごせる環境の整備が引き続き必要です。

〔８〕ひとり親家庭の自立に向けた対応

本市におけるひとり親家庭の動向として、離婚率（人口千人あたりの１年間の件数）については、平成25年(2013年)は2.14、平成26年(2014年)は2.31、平成27年(2015年)は2.41、平成28年(2016年)は2.32、平成29年(2017年)は2.31と推移しています。児童扶養手当の受給世帯数については、平成25年(2013年)は871世帯、平成26年(2014年)は868世帯、平成27年(2015年)は849世帯、平成28年(2016年)は860世帯、平成29年(2017年)は848世帯と推移しています。生活保護受給母子世帯数については、平成25年(2013年)は101世帯、平成26年(2014年)は105世帯、平成27年(2015年)は100世帯、平成28年(2016年)は102世帯、平成29年(2017年)は95世帯と推移しています。母子・父子自立支援員における相談状況については、平成25年(2013年)は346件、平成26年(2014年)は408件、平成27年(2015年)は362件、平成28年(2016年)は266件、平成29年(2017年)は204件と推移しています。

また、令和元年(2019年)8月に大阪府が府内（政令市・中核市を除く）に居住するひとり親家庭等を実施したアンケート調査によると主なものとして以下のような課題があげられています。

- ① 母子家庭の母の9割は就業しているものの、半数近くはパート・アルバイト等での就労形態。収入は低水準。
- ② 父子家庭の父は、子どもの養育、家事等の生活面で困難を抱え、子育てと就業の両立が困難な状況。
- ③ 養育費の受給が母子家庭で2割。取り決めにおいては約5割が未実施。
- ④ 施設・制度の認知状況が低く、周知や支援につなぐ仕組みの重要性が増している。

ひとり親家庭は社会を構成する子育て世帯の一つの形態です。本計画の基本理念（P32掲載）を基本的な方向性としながら、ひとり親家庭の自立を図るため、就労支援の促進並びに生活支援・経済的支援（相談支援及び養育費確保のための支援を含む）の充実を基本目標として総合的に推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法の第2条でその理念が書かれており、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」となっています。

第1期計画では、幼保一体化の流れによる教育・保育の連携、父親と母親、家族の協力による子育て、企業、地域、行政の連携など、まち全体をあげて子育てを支援する方向のもと推進し、子育てしやすいまち、地域のつながりが育まれ、元気や活力に満ちたまちの実現をめざしてきました。

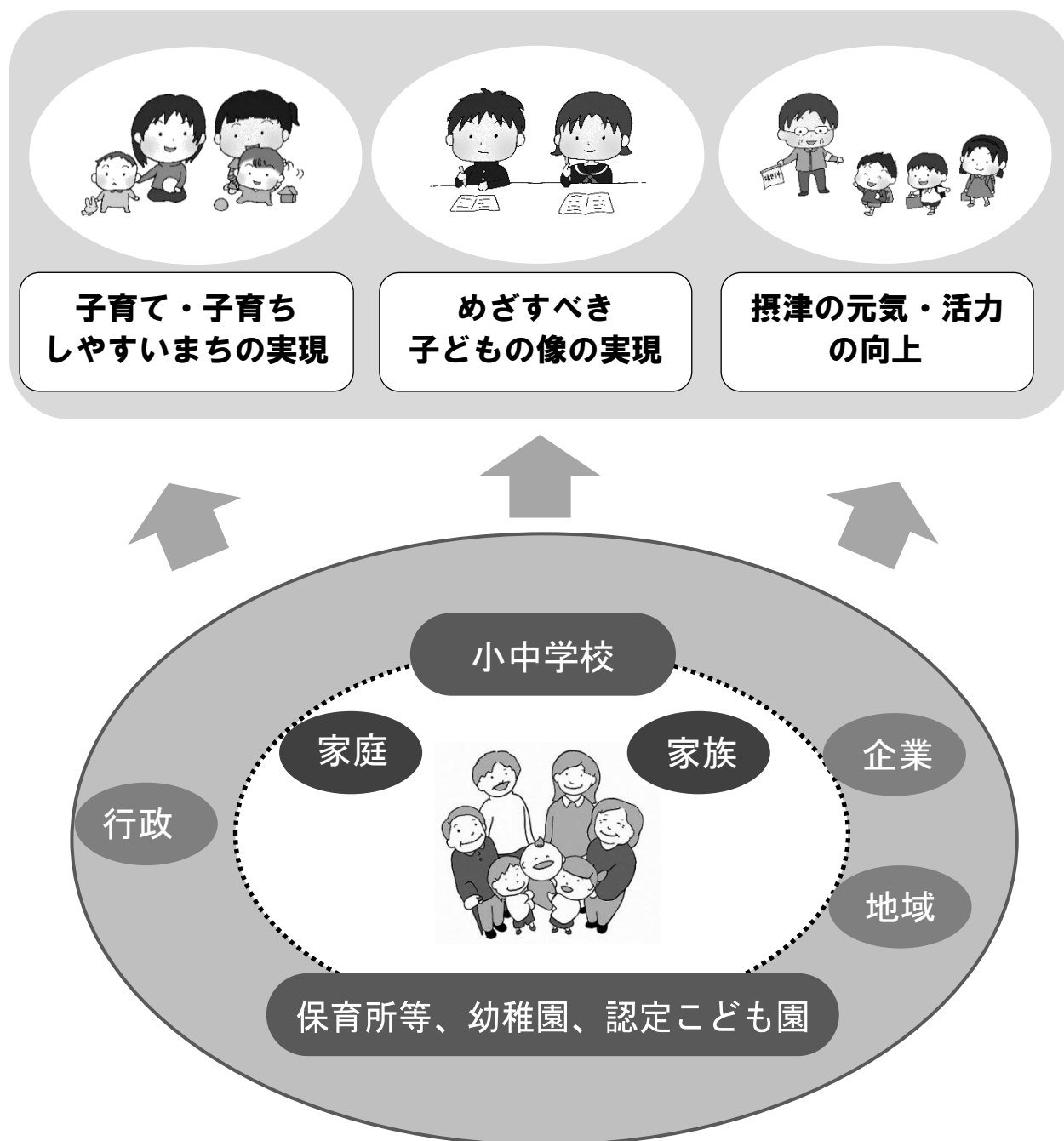
本計画では、国が示す理念との調和を図り、子どもや子育て家庭を取り巻く状況やニーズなどを踏まえるとともに、第1期計画における取組みの連続性並びに整合性を維持するため、第1期計画での理念を継承し、本市が行政として取り組むべき方向性を位置づけます。

■ 基本理念 ■

“子育てを支援” 育む・つながる
人間基礎教育のまち せっつ

計画の基本理念の実現に向け、家族・家庭、保育所等・幼稚園・認定こども園、学校、企業、地域、行政が連携しながら、子どもの育ちを支えます。

■計画基本理念の概念図



2 計画の基本目標

〔1〕子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備・充実させ、子育て中の保護者の教育・保育等のニーズへの対応を図り、子どもが不利益を被ることなく、成長できる環境づくりを進めます。

〔2〕子育て・子育て支援施策の方向

（1）家庭・家族・地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

子どもの基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断など基本的倫理観、社会的マナー、自制心や自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力は家庭においてこそ培われます。家庭が本来果たすべき役割が欠如しつつある中、保護者が子どもの保育・教育に対する責任を自覚し、その責任を十分発揮できるための支援を行います。

また、保護者の親世代を含む子育て支援策についても推進します。子どもの育ちを地域全体で支えていくため、市民の子育てに対する関心を醸成し、これから親になる世代の親意識の醸成も図ります。

地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）などを充実し、子育てに関する相談支援や情報提供等の充実に努めます。また、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊産婦・乳幼児等の継続的な状況把握、妊産婦や保護者への情報提供や助言・指導、必要な方への支援プランの策定、関係機関との連絡調整などを行う仕組みを構築します。

（2）子どもの健やかな成長を支える環境づくり

親と子の健康づくりに関し、心身の両面で取り組みの充実を図ります。また、子どものころから正しい食習慣を身につけ、食の楽しみや食への興味を高められるよう、食育を推進します。

療育体制の充実をはじめとした支援を行うとともに、ひとり親家庭に対しては、自立に向けて多面的な支援に努めます。

増加している児童虐待への対応として、未然防止、早期発見と迅速で的確な対応・支援をめざし、要保護児童対策地域協議会などのネットワークを強化し、取り組みを進めます。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」並びに「子供の貧困対策に関する大綱」の改正、及び市町村計画策定の努力義務化を踏まえ、本計画において子どもの貧困対策を位置づけ、関係機関・団体と連携しながら総合的な対策を推進します。

（3）子育てと仕事を両立できる環境づくり

育児休業制度の普及・啓発、事業所内保育施設の設置を促進することにより、子育てと仕事を両立できる就労環境づくりに努めます。

また、男女共同参画の視点に立った家庭生活の実現に向けて、学校及び社会教育分野において意識啓発を推進します。

（４）子どもが学び・育つ環境づくり

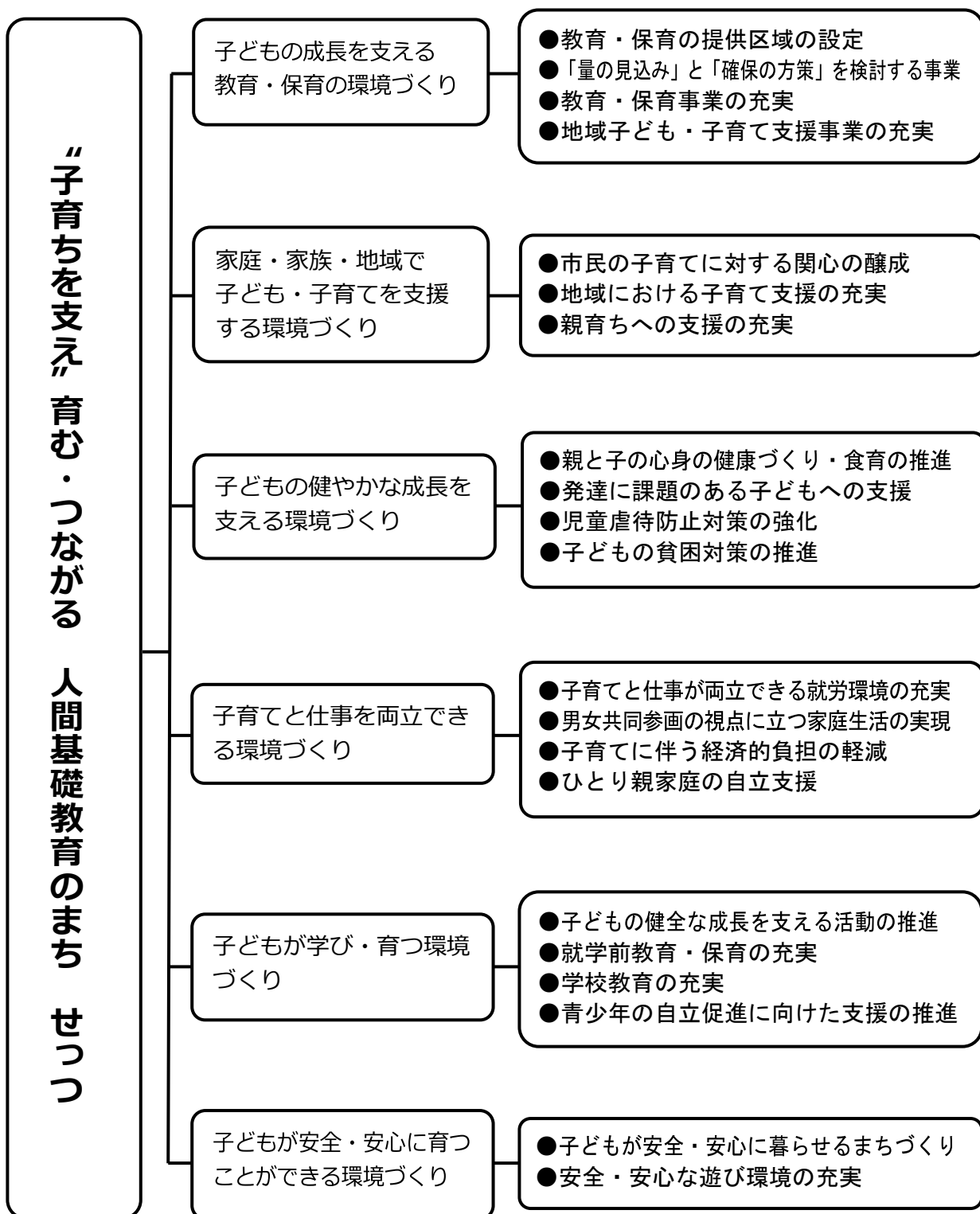
平成30年(2018年)4月から同時に改訂・施行された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」では、幼稚園・保育所間の教育・保育の内容が接近している状況や、幼稚園・保育所の機能を併せ持つ認定こども園の増加などを踏まえ、就学前に培いたい資質や能力、子どもに育ってほしい姿は、いずれの施設においても共通のものとされ、各々の施設で同様の教育・保育が受けられるよう、相互の整合性を確保することを求めています。

そのため、保育所等、幼稚園、認定こども園の横のつながりはもとより、就学を見据えた小学校、中学校とが相互に連携する教育の実践を図っていくとともに、青少年の自立促進のための支援も推進します。

（５）子どもが安全・安心に育つことができる環境づくり

子ども連れに配慮した公共施設の整備や交通バリアフリーを進め、子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備に努めます。加えて、子どもたちが安全に、安心して遊ぶことができるよう、安全に配慮した遊び場の環境を維持・向上させるとともに、自然に配慮し、親しむことができる環境の整備に努めます。

3 計画の施策体系



第4章 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

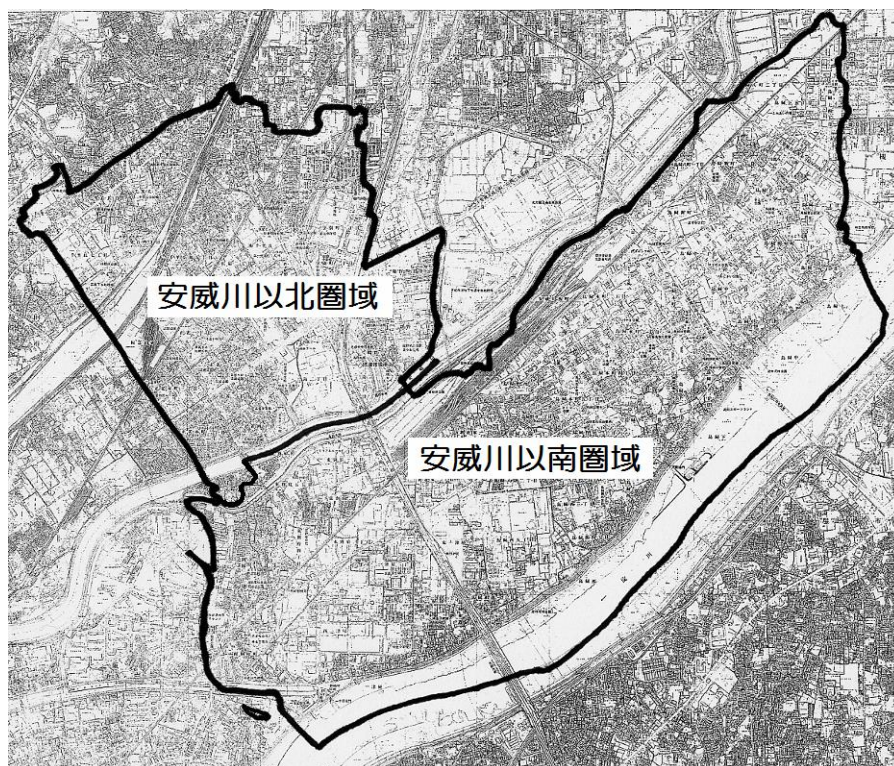
1 教育・保育の提供区域の設定

第1期計画における保育の提供区域は、市内における社会資源の整備状況や他の計画などで設定している地域区分を考慮し、身近な圏域であり、他の計画や市の施策とも整合のとりやすい圏域に焦点を当て、安威川を中心に南北に分けた2圏域（安威川以南・安威川以北）を設定しました。

また、教育の提供区域については、他市の幼稚園利用などからみて、保育と比較して圏域が広いと考えられるため、1圏域としています。

各圏域における子育て家庭や児童、社会資源の状況等は大きく変化していないことから、本計画においても現行の提供区域を継承するものとします。

■教育・保育の提供区域図



2 「量の見込み」と「確保の方策」を検討する事業

本計画において量の見込み、確保の方策等を設定する事業は、下記のとおりです。

区 分			対象者	内 容
教育・保育	(1)	1号認定	3～5歳	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分（認定こども園、幼稚園）
	(2)	2号認定	3～5歳	保育の必要性がある認定区分（認定こども園、幼稚園、保育所）
	(3)	3号認定	0歳 1・2歳	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育所、地域型保育施設）
地域子ども・子育て支援事業	(1)	時間外保育事業 （延長保育事業）	0～5歳	保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育する事業です。
	(2)	放課後児童健全育成事業 （学童保育事業）	小学生	保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
	(3)	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	0～18歳未満	保護者の病気や育児疲れ等により、家庭での児童の養育が困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりし、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。
	(4)	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流をはじめ、子育ての不安や悩みについて、相談できる場所を提供する事業です。
	(5)	一時預かり事業	3～5歳 0～5歳	幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育所等での就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたい時などに預かる一時預かり事業があります。
	(6)	病児・病後児保育事業	0～5歳	病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室でお預かりし、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。
	(7)	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳 小学生	育児の援助をしたい人（提供会員）と、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

区 分			対象者	内 容
地域子ども・子育て支援事業	(8)	利用者支援事業	0～5歳 小学生	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、幼稚園や保育所等の教育・保育事業、一時預かり、学童保育事業等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所（行政窓口等）で支援をします。
	(9)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後1か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。
	(10)	養育支援訪問事業	養育上の問題を抱え、育児相談等の支援が必要な家庭	養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問等により養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことで、適切な養育の実施を確保する事業です。
	(11)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	18歳未満の児童	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業です。
	(12)	妊婦健康診査事業	妊 婦	妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。
	(13)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1～3号 認定者	教育・保育給付認定保護者のうち、その世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、その子どもが特定教育・保育などを受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、その他これらに関連する費用として市町村が定めるものの全部または一部を助成します。また幼児教育・保育無償化に伴う副食費の給付を実施します。

3 教育・保育事業の充実

〔1〕教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、同じ園で児童が教育・保育を受けることができるなどの特徴があります。保育所及び幼稚園からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや施設の意向等を踏まえたうえで対応していきます。

〔2〕教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策

教育・保育施設やサービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育事業の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、1～3号の認定区分ごとに必要利用定員総数及びその確保の方策並びに実施時期を定めています。

■認定区分と利用施設

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所等の利用に際して、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があり、3つの認定区分によって利用施設が決まります。

認定区分		利用施設
1号	3～5歳、幼児期の教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	認定こども園、幼稚園、保育所
3号	0～2歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所、地域型保育事業

（1）1号認定（2号認定）【教育】

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

既存の公私立幼稚園での定員に加え、保育所から認定こども園へ移行することで1号認定の定員が増加しました。量の見込みに対して、計画以上に確保できている状況です。

（単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み [必要利用定員総数]	967 (125)	937 (122)	936 (122)	930 (121)	942 (122)
②確保計画	1,172	1,151	1,151	1,151	1,151
③確保実績	1,380	1,395	1,410	1,410	1,435
③－①	413	458	474	480	493

※カッコ内の数値は2号認定（教育希望）の内数。実績は各年度末現在

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

現在の定員数で今後の見込みの量をまかなうことができると想定し、今後も現状数を維持して量の確保を図ります。

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み [必要利用定員総数]		897 (151)	918 (151)	901 (150)	905 (149)	902 (149)
②確保の内容	認定こども園・幼稚園	355	355	355	355	355
	市町村の確認を受けない幼稚園	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	計	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450
②－①		553	532	549	545	548

※カッコ内の数値は2号認定(教育希望)の内数

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある。

(2) 2号認定及び3号認定【保育】

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)に、認定こども園や保育所、分園や小規模保育事業を開設しました。また、建て替えによる定員増や既存園の定員の拡大を図ってきました。結果として、第1期計画期間に350名以上の定員の増加を行うことができました。

(ア) 2号認定（保育）

(単位：人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み [必要利用定員総数]	1,114	1,097	1,096	1,089	1,142
②確保計画	1,050	1,050	1,153	1,173	1,226
③確保実績	1,147	1,164	1,167	1,167	1,309
③－①	33	67	71	78	167

(イ) 3号認定（保育）

(単位：人)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
0歳	①量の見込み [必要利用定員総数]	200	207	215	223	234
	②確保計画	197	202	229	234	228
	③確保実績	187	199	202	208	240
	③－①	▲ 13	▲ 8	▲ 13	▲ 15	6
1・2歳	①量の見込み [必要利用定員総数]	707	732	751	759	795
	②確保計画	642	656	754	769	819
	③確保実績	631	664	687	700	800
	③－①	▲ 76	▲ 68	▲ 64	▲ 59	5

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

（ア）2号認定（保育）の量の見込みと確保方策

待機児童は解消されておらず、今後も計画的に定員拡大を図ります。

■市全体

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み [必要利用定員総数]		1,335	1,319	1,296	1,301	1,297
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	1,309	1,326	1,386	1,386	1,386
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	計	1,309	1,326	1,386	1,386	1,386
②－①		▲ 26	7	90	85	89

■提供区域別

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
安威川以北	①量の見込み [必要利用定員総数]	788	778	765	768	765
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	745	762	822	822
		地域型保育事業	0	0	0	0
		計	745	762	822	822
	②－①	▲ 43	▲ 16	57	54	57
安威川以南	①量の見込み [必要利用定員総数]	547	541	531	533	532
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	564	564	564	564
		地域型保育事業	0	0	0	0
		計	564	564	564	564
	②－①	17	23	33	31	32

(イ) 3号認定（保育）の量の見込みと確保方策

2号認定と同様に待機児童は解消されておらず、今後も計画的に定員拡大を図ります。

■市全体

(単位：人)

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		235	234	232	232	233
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	225	228	234	234	234
		地域型保育事業	18	21	21	21	21
		計	243	249	255	255	255
	②－①		8	15	23	23	22
1・2歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		855	854	856	852	852
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	746	756	780	780	780
		地域型保育事業	66	82	82	82	82
		計	812	838	862	862	862
	②－①		▲ 43	▲ 16	6	10	10

■提供区域別

【安威川以北】

(単位：人)

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		157	157	155	155	156
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	132	135	141	141	141
		地域型保育事業	18	21	21	21	21
		計	150	156	162	162	162
	②－①		▲ 7	▲ 1	7	7	6
1・2歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		539	538	539	537	537
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	428	438	462	462	462
		地域型保育事業	66	82	82	82	82
		計	494	520	544	544	544
	②－①		▲ 45	▲ 18	5	7	7

【安威川以南】

(単位：人)

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		78	77	77	77	77
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	93	93	93	93	93
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		計	93	93	93	93	93
	②－①		15	16	16	16	16
1・2歳	①量の見込み [必要利用定員総数]		316	316	317	315	315
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	318	318	318	318	318
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		計	318	318	318	318	318
	②－①		2	2	1	3	3

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法、及び国の基本指針を踏まえ、「量の見込み」を定めました。

また、「量の見込み」を確保できるよう、その確保の方策並びに実施時期を次のとおり定めています。

(1) 時間外保育事業

時間外保育事業（延長保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育する事業です。

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

小規模保育事業を除き、すべての公私立保育所等で時間外保育事業（延長保育）を実施しています。

（単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	691	685	683	676	676
②確保計画	691	691	691	691	691
③確保実績	1,077	1,280	1,403	1,295	
③－①	386	595	720	619	

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

引き続き、公私立保育所等で時間外保育事業（延長保育）を実施するとともに、新たに開設した小規模保育事業においても、ニーズに応じて実施を検討します。

（単位：人）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	1,313	1,313	1,300	1,302	1,299
確保の内容	1,313	1,313	1,300	1,302	1,299

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

市内全小学校で放課後児童健全育成事業（学童保育事業）を実施しています。平成28年度(2016年度)と平成30年度(2018年度)には、児童数の増加に対応するため、摂津小・学童保育事業で1クラス増室を行いました。

（単位：人）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	低学年	767	777	779	796	773
	高学年	245	245	245	245	245
②確保計画	低学年	774	777	779	796	773
	高学年	0	0	0	0	105
③確保実績	低学年	724	765	753	764	794
	高学年	0	0	0	0	0
③－①	低学年	▲ 43	▲ 12	▲ 26	▲ 32	▲ 21
	高学年	▲ 245	▲ 245	▲ 245	▲ 245	▲ 245

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

引き続き全小学校で実施するとともに、今後もニーズに応じた適切なサービスの提供を図ることが必要です。

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	低学年	832	838	876	894	917
	高学年	251	253	245	243	245
確保の内容	低学年	832	838	876	894	917
	高学年	0	84	75	85	84

(3) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の病気や育児疲れ等により、家庭での児童の養育が困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりし、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

関係機関が連携して、本事業の利用が必要な世帯の把握とタイムリーに利用できる施設の確保に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流をはじめ、子育ての不安や悩みについて、相談できる場所を提供する事業です。

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

地域子育て支援拠点として市内9か所でつどいの広場等を開催し、親子での交流や相談の場として活用されています。

（単位：人回、か所）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	18,654	18,879	18,791	18,574	18,317
②確保計画	9	9	9	10	11
③確保実績	9	9	9	8	9

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

つどいの広場で子育て講座や子育て相談等を継続して実施していくとともに、実施していない箇所については実施を働きかけていく必要があります。

（単位：人回、か所）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	42,216	42,108	42,132	42,012	41,976
確保の内容 (実施拠点数)	10	10	10	11	11

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育所や認定こども園での就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたい時などに預かる一時預かり事業があります。

(5) - 1 幼稚園在園児を対象とした一時預かり

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

公私立13施設において、一時預かり事業を実施しています。

（単位：人日）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	1号	17,458	16,917	16,903	16,791	17,007
	2号					
②確保計画	1号	17,458	17,458	17,458	17,458	17,458
	2号					
③確保実績	1号	20,901	24,446	26,278	25,356	
	2号					
③-①（計）		3,443	7,529	9,375	8,565	

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

今後も引き続き事業を実施していくとともに、利用者のニーズに合った事業の充実を図ります。

（単位：人日）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	1号	32,287	32,297	32,029	31,776	31,825
	2号					
確保の内容	1号	32,287	32,297	32,029	31,776	31,825
	2号					

(5) - 2 幼稚園以外における一時預かり

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

子育て総合支援センターをはじめ、公私立10か所の保育園において、一時預かり事業を実施しています。

（単位：人日）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	7,498	7,445	7,423	7,353	7,337
②確保計画	4,209	4,209	7,703	7,703	7,703
③確保実績	2,981	2,729	2,890	2,285	
③-①	▲ 4,517	▲ 4,716	▲ 4,533	▲ 5,068	

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

今後も引き続き事業を実施していくとともに、実施する保育園の増加を図り、量の確保に努めます。

（単位：人日）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	20,420	20,416	20,267	20,247	20,220
確保の内容	20,420	20,416	20,267	20,247	20,220

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室でお預かりし、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

病後児対応型・体調不良児対応型を1か所ずつで実施するとともに、民間医療機関が実施する病児保育事業を利用する場合の利用者負担金の補助を実施しています。

（単位：人日）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	730	745	831	842	857
②確保計画	520	520	1,040	1,040	1,040
③確保実績	12	282	291	318	
③－①	▲ 718	▲ 463	▲ 540	▲ 524	

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

今後も引き続き病児保育事業を実施するとともに、実施箇所の拡大を図ります。

（単位：人日）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	786	786	779	779	779
確保の内容	960	960	960	960	960

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい人（提供会員）と、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

①第1期計画の量の見込みの確保の状況（実績）

依頼・援助会員数の増加に向け、説明会や講習会等を実施しています。

（単位：人日）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
①量の見込み	354	354	354	354	354
②確保計画	354	354	354	354	354
③確保実績	267	292	304	322	
③－①	▲ 87	▲ 62	▲ 50	▲ 32	

②第2期計画の量の見込みに対する確保方策（計画）

今後も引き続き、事業の周知に努め、様々な方法で会員、特に援助会員の増加を図り、活動回数の増加をめざします。

（単位：人日）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	390	390	390	390	390
確保の内容	390	390	390	390	390

(8) 利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。子どもや保護者が、幼稚園や保育所等の教育・保育事業、一時預かり、学童保育事業等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所（行政窓口等）で支援をします。平成29年度(2017年度)に実施要綱を制定し、利用者支援専門員1名を地域子育て支援センターに配置しました。利用者支援専門員が利用者の個別ニーズを把握し、必要な支援につなげています。また、保健福祉課においても、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届出時妊婦全数面接を実施しています。

今後は、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、『子育て世代包括支援センター』を設置し、他機関と連携しながら、利用者のニーズに応じた支援の提供に努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後1か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施を通じ、母の育児不安の軽減、社会資源の紹介、児の発育異常の早期発見に努めています。

今後も引き続き、全戸訪問をめざし、助産師と保健師が連携しながら、子育て家庭の孤立を防止するよう支援を行います。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問などにより、養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことで適切な養育の実施を確保する事業です。養育支援等が必要な家庭に訪問を行い、指導・助言や家事援助等を行っています。また、平成30年度(2018年度)より事業者への訪問委託を行い、より一層の子育て支援の充実を図っています。

関係機関が連携して訪問支援が必要な家庭の把握や必要な地区資源の活用、他機関との連携を図ります。

(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを行う事業です。

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、職員や関係機関の専門性の強化としてスーパーバイザーによる助言や学識経験者の研修などを実施するとともに、電算システムの改修にも取り組みました。引き続き様々な手法で機能強化を図ります。

(12) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

今後も必要に応じた利用を啓発するとともに、体制の整備・充実に努め、ニーズへの対応を図ります。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育給付認定保護者のうち、その世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、その子どもが特定教育・保育などを受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、その他これらに関連する費用として市町村が定めるものの全部または一部を助成します。また、令和元年(2019年)10月施行の幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の給付を実施します。

平成30年度(2018年度)に事業を開始し、13名に対して補足給付を行いました。今後も制度の周知及び関係機関と連携しながら継続して事業を実施するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の給付を実施します。

(14) 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究をはじめ、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

今後の保育需要や国の動向等に注視し、実施の是非の判断を行います。

第5章 子ども・子育て支援施策の方向

1 家庭・家族・地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

〔1〕市民の子育てに対する関心の醸成

地域住民の多くが子どもたちの健やかな成長や子育てへの関心・理解を深め、地域において子どもを守り、育てていくことができる環境づくりが大切です。

① 社会全体で子育てを支える意識啓発の推進

取 組	担当課
●子育てに関する意識啓発の推進	子育て支援課・保健福祉課 出産育児課
次代を担う子どもを生み、育てることの重要性や妊婦が生活しやすい環境づくりを図るため、広報誌や関係機関との連携、マタニティマークの普及など多方面から啓発の充実を図ります。	
●イベント等を通じた啓発活動の推進	生涯学習課
青少年指導員連絡協議会や子ども会育成連絡協議会、PTA協議会と連携し、各種行事やイベントなどで、子育て環境の整備に向けた啓発活動に取り組みます。	

〔2〕地域における子育て支援の充実

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の不安や孤立感の解消のため、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場づくりが重要です。

また、子育てに関する不安や負担感の軽減・解消をはじめ、子ども・子育てに関する事業や機関を利用できるように、相談支援や情報提供の充実が必要です。

① 地域の子育て支援施策の充実

取 組	担当課
●子育てボランティアの育成・支援	出産育児課
広報誌への掲載や子育て講座等をはじめ、様々な機会を通して、ボランティア登録の呼びかけを実施します。	
●子育てサロンを通じた交流の場の提供	保健福祉課
校区等福祉委員会では、市内7か所で子育てサロンを実施し、地域の人との交流や地区担当保健師による育児相談をできる場を提供します。	
●保育所・幼稚園等の地域子育て支援の充実	こども教育課
各就学前施設が、地域の親子を対象に園庭開放や赤ちゃん教室などを実施し、地域の子育て支援としての機能を担います。	
●児童センターの地域子育て支援の充実	子育て支援課
地域の親子の交流の場・小学生の遊び場としての機能を確保するとともに、利用者のニーズを把握し、地域子育て支援の充実を図ります。	

取 組	担当課
●ブックスタート事業の充実	出産育児課
4か月児健診時に、市内NPO法人の協力のもと絵本の配布や紹介を行います。	

- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲 P48）
- 地域子育て支援拠点事業（再掲 P48）
- 一時預かり事業（再掲 P49）
- ファミリー・サポート・センター事業（再掲 P52）
- 養育支援訪問事業（再掲 P54）

② 子育てに関する相談窓口の充実

取 組	担当課
●地域子育て支援センター・つどいの広場の子育て相談の充実	出産育児課
地域子育て支援センター及びつどいの広場担当者会議にて事例検討を行うなど、関係機関で情報の共有や連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	
●保育所・幼稚園等の子育て相談の充実	こども教育課
施設利用の保護者のほか、地域の方を対象とした園庭開放や親子体験教室等で、子育て相談を行うとともに、幼稚園教諭・保育士等の子育て相談のスキルアップを図ります。	
●家庭児童相談課における相談機能の充実	家庭児童相談課
心理士や社会福祉士などの専門職を配置し、発達や虐待など子どもに関する様々な相談を行うとともに、専門職のスキルアップを図ります。	
●健康育児相談による支援の充実	出産育児課
保健師・栄養士・保育士等が、育児相談や身体計測を通じて、乳幼児の発達育児や栄養に関すること、遊び方、関わり方等の支援を行い、子育ての不安軽減を図ります。	
●学校での教育相談の充実	教育支援課・学校教育課
・各校に配置しているスクールカウンセラーが保護者の悩みの早期解決をめざし、相談面接を行います。 ・各中学校区に1名配置しているスクールソーシャルワーカーが、各関係機関と連携して不登校や虐待等、課題を抱える児童生徒やその家庭の生活基盤の改善を支援します。また、スクールソーシャルワーカー連絡会を開催し、関係機関連携や支援方法等について情報の共有を図ります。	
●教育センターでの教育相談の充実	教育支援課
児童生徒・保護者・教職員に対し、臨床心理士等による教育相談、心理療法、親子並行面接などを実施、「おなやみ相談電話」などを設置します。	
●民生委員・児童委員、主任児童委員の相談支援活動の推進	保健福祉課
民生委員・児童委員等、地域の子育て支援関係者による相談支援活動を推進するため、子育て支援ネットワーク等を通じ、課題の共有・連携強化を図ります。	

- 利用者支援事業（再掲 P53）

③ 子育てグループの育成・支援

取 組	担当課
●子育てグループ等の育成支援とネットワークの充実	出産育児課
各グループの情報交換、交流の促進や、グループ同士の相互支援などのため実施する、育児グループ交流会や「親子ランド」で、制度の周知・相談、保育士派遣や遊具の貸し出しを行い、自主グループの育成支援とネットワークの充実に努めます。	

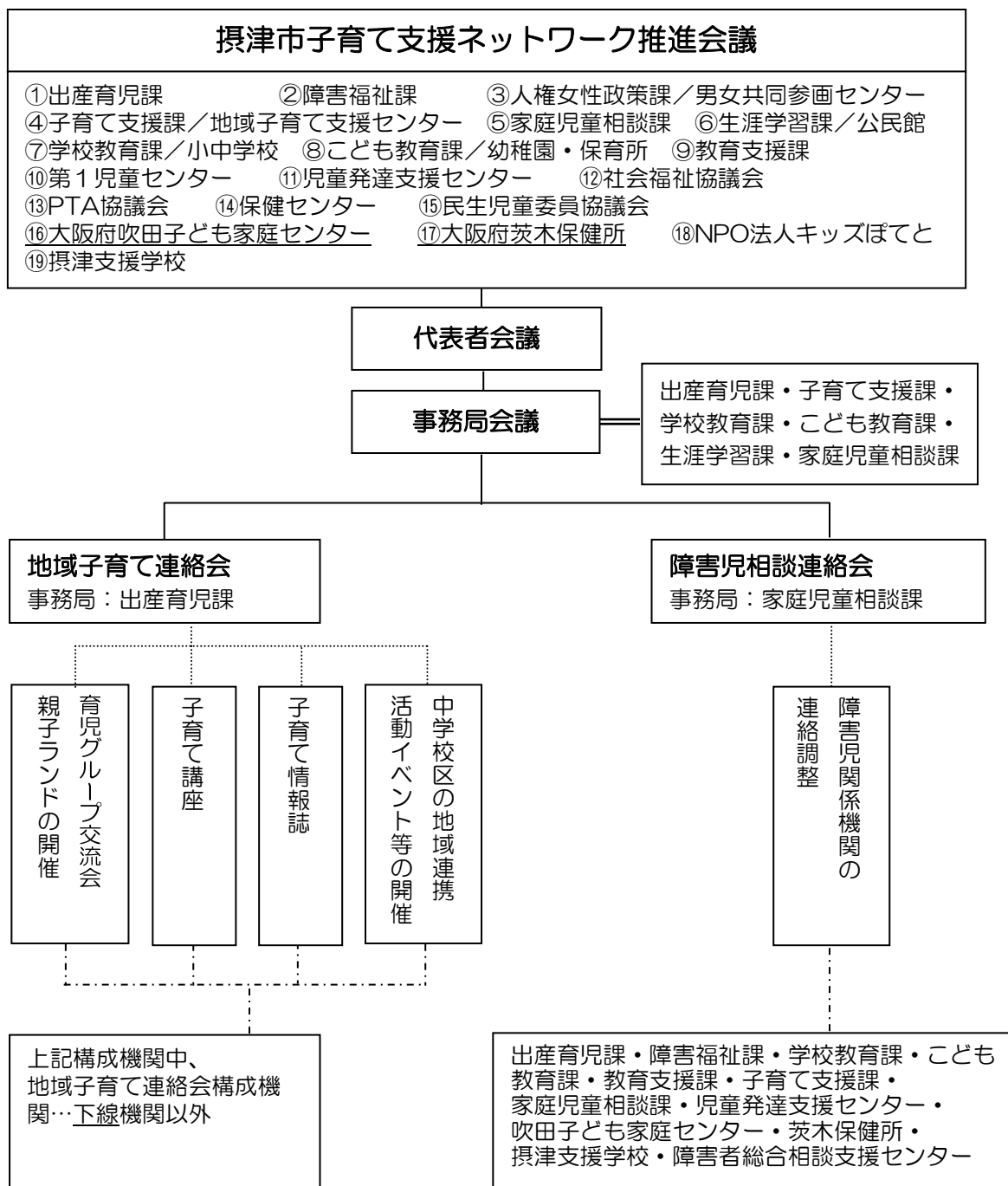
④ 子育てネットワークの推進

取 組	担当課
●子育て支援ネットワーク推進会議の活動の充実	出産育児課
子育て支援ネットワーク推進会議構成員の共催による子育て講座等を実施し、関係機関・団体のつながりを強化し、活動の充実を図ります。	
●地域教育協議会（すこやかネット）活動の充実	子育て支援課
全中学校区において、地域が主体となり子どもを育て見守る意識が確立されるよう、引き続き活動を実施するとともに、より多くの人に参加してもらうよう働きかけていきます。	
●地域コーディネーターの活動支援の充実	子育て支援課
・地域活動の企画や団体間の調整、地域教育協議会の推進役を担う地域コーディネーターに関し、大阪府教育庁が主催する研修への積極的な参加を促します。 ・地域コーディネーター同士が共有できる情報の提供を行います。	

⑤ 子育てに関する情報提供の充実

取 組	担当課
●子育てに関する情報提供の充実	子育て支援課・出産育児課・こども教育課
市のホームページや広報誌など様々なツールを活用するとともに、妊娠届や出生、健診、転入等の各時期に、子育てに関する情報提供を行います。	
●子育て当事者による冊子の作成	出産育児課
子育て中の親自身が、子育てバリアフリーや子育て環境など、子育てに関する情報を集約した「せつつみんなで子育てガイド」を作成し、市内の子育てをしている人に配布します。	

■ 摂津市子育て支援ネットワーク推進会議組織図



〔３〕親育ちへの支援の充実

出産を控える又は子育て中の親に対して親子教室や親支援プログラム、子育て講座などを通じて、子育てについての学びの機会を提供することが必要です。

① 子育ての学び合いの充実

取 組	担当課
● 出産・育児講座の充実	出産育児課
妊婦教室（プレママサロン）を通じて、地域や個別ニーズに合わせた、妊娠期から子育て期における支援に努めます。	
● 健康親子教室の充実	出産育児課
健康親子教室（すこやかルーム）を実施し、育児不安の軽減と必要に応じて発達支援の機関連携につなげるなど、個々に合わせた早期発達支援を図ります。	
● 家庭児童相談課の親子教室の充実	家庭児童相談課
子どもの発達や親の子どもに対する理解を支援する親子教室を実施します。	
● 親支援プログラムへの参加促進	出産育児課・生涯学習課
子育てに負担感・不安感などがある保護者に対し、「前向き子育てプログラム（トリプルP）」や大阪府が作成した親学習教材「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」等を活用した、親支援プログラムの提供を行います。	
● 子育て講座の充実	出産育児課・生涯学習課・ 人権女性政策課
・市内公民館等で、「親子でリトミック」や「夏休み工作講座」等、子どもや親子で参加できる講座を開催します。また子どもの日頃のクラブ活動の成果発表の場として、「キッズなかよし発表会」を開催します。 ・男女共同参画センターで親子向け講座等を開催し、参加者同士の交流、情報交換や子育てについてのヒントを得ることができる場を提供することで、子育てに前向きになれるよう支援します。	

2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

〔1〕親と子の心身の健康づくり・食育の推進

妊娠・出産期をはじめ、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行うため、子育て部門と母子保健部門とが連携しながら、親と子の健康づくりを推進するとともに、思春期における保健対策の充実が必要です。また、子どもが成長していく中で、安心して暮らすことができるよう、小児医療の充実が求められています。

一方、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、子どもから正しい食習慣を身につけるとともに、食の楽しみや食への興味を高められるよう、保育所や幼稚園、認定こども園、小中学校、地域などを通じて学びの機会の充実が必要です。

① 安心・安全な妊娠・出産のための支援

取 組	担当課
●妊娠初期からの子育て支援	出産育児課
母子健康手帳発行時に、すべての妊婦に対し、保健師または助産師による、個別ニーズに合わせた情報提供、保健指導等を実施します。	
●妊産婦訪問指導の充実	出産育児課
訪問指導を実施し、個々のニーズに合わせた情報提供、保健指導、適宜機関連携を図ることで、安心した子育ての環境づくりに努めます。	
●妊婦一般健康診査の充実	出産育児課
妊婦一般健康診査の受診券14回（12万円分）を妊娠届提出時に配布し、金銭的負担を軽減し、安心した妊娠、出産につなげていきます。	
●外国人家庭への母子健康手帳や予防接種などに関する情報の提供	出産育児課
子育て中の外国人家庭に対し、外国語版母子健康手帳を配布するとともに、予防接種などの情報を提供、国際交流センターや地域でつながる場を案内します。	

●出産・育児講座の充実（再掲 P60）

② 親と子の健康づくりの促進

取 組	担当課
●保健センターの充実	出産育児課
情報提供の充実や、無料ロッカー・ベビーベッド・授乳室など、施設利用しやすい環境づくりに努めます。	
●乳幼児健康診査の充実	出産育児課
・乳幼児健康診査の待ち時間の短縮を図り、児と保護者が安心して受診できる体制づくりと、さらなる受診率の維持・向上をめざします。 ・健診未受診者に対し、再案内の通知や個別支援を行うなど、受診勧奨を行います。	

取 組	担当課
●乳幼児の訪問指導の充実	出産育児課
保健師、栄養士、助産師による訪問指導を実施し、個々のニーズに合わせて、地域ごとの子育て資源と結びつけ、地域で安心した子育てができるように支援します。	
●乳幼児期からの生活習慣の確立支援	出産育児課・こども教育課
・保健師や栄養士が各種健康診査や育児相談、親子教室などの様々な機会を通じて生活習慣などの指導を行うとともに、乳幼児の発達発育を促進します。 ・保育所や幼稚園などで様々な機会に、保護者に生活習慣の重要性について啓発します。	
●予防接種事業の充実	出産育児課
各種健康診査や育児相談、親子教室などの様々な機会を通じて予防接種の必要性を周知し、接種勧奨を行います。	

●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（再掲 P53）

③ 小児医療の充実

取 組	担当課
●子ども医療費助成事業の継続的な実施	子育て支援課
子育て世帯の経済的負担軽減と、子どもの健やかな育成を目的として、高校修了までの入院・通院医療費を助成します。	
●小児救急医療体制の充実	保健福祉課
関係機関と連携し、小児救急医療広域運営事業に取り組むとともに、三島二次医療圏救急医療検討会に参加し、三島二次医療圏における望ましい三次救急体制のあり方について検討します。	

④ 乳幼児期や学童期の食育の充実

取 組	担当課
●離乳食講習会の充実	出産育児課
離乳食講習会（12回）、後期食講習会（6回）を開催し、児の月齢に応じた適切な食習慣の習得と不安の解消につなげていきます。	
●幼児期の食事に関する講座等の充実	出産育児課・こども教育課
摂津市栄養士会・食育グループ（食育スマイル）と連携して、乳幼児健診会場での集団指導・周知や、保育所の地域活動事業や地域子育て支援センターでの給食体験、親子クッキング、栄養講座等を実施します。	
●保育所・幼稚園での食育の充実	こども教育課
給食展示や給食だよりの発刊などにより、家庭と連携・協力した食育を推進するとともに、クッキングや菜園活動などを通じて食への関心を高めます。	

取 組	担当課
●小中学生およびその保護者に対する食育の推進	学校教育課・教育政策課
・保育所、幼稚園、小中学校食育担当者などを対象に、研究授業を含む食育担当者会を実施し、取組みの共有化を図ります。 ・試食会・調理実習の開催や新献立・共通献立・リクエスト料理募集の実施、食育だより・給食通信等の発行を通じて、児童・生徒の食への関心を高めます。 ・平成27年度(2015年度)から実施しているデリバリー方式選択制中学校給食において、喫食率低迷の現状を改善し、栄養バランスの取れた学校給食を多くの生徒に提供するため、より良い給食のあり方を検証します。	

〔2〕発達に課題のある子どもへの支援

すべての子どもが住み慣れた地域で成長し、生活することができるよう、社会的な障壁を取り除き、療育体制の充実をはじめ、各種サービスの充実による生活支援や社会参加に対する支援など、地域において子どもを守り、育んでいくことができる環境づくりが必要です。

① 相談体制の充実

取 組	担当課
●児童の相談支援の充実	子育て支援課
児童の自立した生活を支えるため、相談支援事業者がサービス利用者全員に利用計画を作成し、個々の児童に応じたサービスの提供を行います。	
●発達に課題のある乳幼児の早期発見のための乳幼児健康診査体制の充実	出産育児課
関係機関と連携し、発達に課題のある子どもの早期発見に努め、支援を行います。	

- 健康親子教室の充実（再掲 P60）
- 家庭児童相談課の親子教室の充実（再掲 P60）

② 療育体制の充実

取 組	担当課
●保育所等訪問支援事業の実施	子育て支援課
市立児童発達支援センター等において、保育所や小学校等に対し支援を行うことで療育体制の充実につなげます。	
●発達障害児の療育体制の構築	子育て支援課・家庭児童相談課
・関係機関と連携し、療育へつなげる等支援を実施します。 ・児童発達支援センターで発達検査と親子教室を実施し、療育体制の充実を図ります。	

③ 生活支援の充実

取 組	担当課
●児童通所支援事業の充実	子育て支援課
利用者のニーズに応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業を実施します。	
●一時預かり等の継続的な実施	障害福祉課
対象児童に対して地域生活支援事業の日中一時支援サービスを実施します。また、摂津市立みきの路において、中学生以上の対象児童の宿泊を伴う預かりサービスを実施します。	
●補装具・日常生活用具の支給	障害福祉課
日常生活の利便性の向上や身体機能を補うために、補装具・日常生活用具を支給します。	

④ 社会参加に対する支援

取 組	担当課
●肢体不自由児童・生徒送迎事業の推進	教育政策課
支援学校等への通学者のうち、通常の送迎が困難な障害のある児童に対し、通学を支援します。	
●外出支援サービスの推進	障害福祉課
積極的な外出や地域の人々との交流を図るため、対象児童に対して移動支援サービスを実施します。	

⑤ 経済的支援の充実

取 組	担当課
●特別児童扶養手当の支給	障害福祉課
20歳未満の障害のある児童を扶養している父母または養育者に手当を支給します。	
●重度障害者医療費の助成	障害福祉課
重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者の医療機関への受診を容易にすることにより疾病の早期発見、健康維持、増進を図るため、医療費の一部を助成します。	
●障害児福祉手当の支給	障害福祉課
日常生活において、常時介護を要する在宅の20歳未満の人に手当を支給します。	
●大阪府重度障がい者在宅生活応援制度の支給	障害福祉課
重度の身体障害でなおかつ重度の知的障害のある人の介護者へ手当を支給します。	
●重度障害者等福祉金の支給	障害福祉課
生活保護世帯を除く非課税世帯に属する重度の障害者及び特定疾患罹病者等に対して福祉金を支給します。	

取 組	担当課
●福祉タクシー料金の助成	障害福祉課
在宅の重度の身体障害者、知的障害者に対し、日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。	
●軽度難聴児補聴器購入費の助成	障害福祉課
両耳の聴力レベルが30dB以上で手帳の対象とならない18歳未満の難聴児に補聴器購入費の一部を助成します。	

⑥ 親同士のつながり支援

取 組	担当課
●保護者グループへの支援	出産育児課・障害福祉課
保護者同士が自主的に結成した保護者グループに対し必要な支援を行うとともに、つどいの広場や障害福祉施設等での交流や情報交換を行います。	

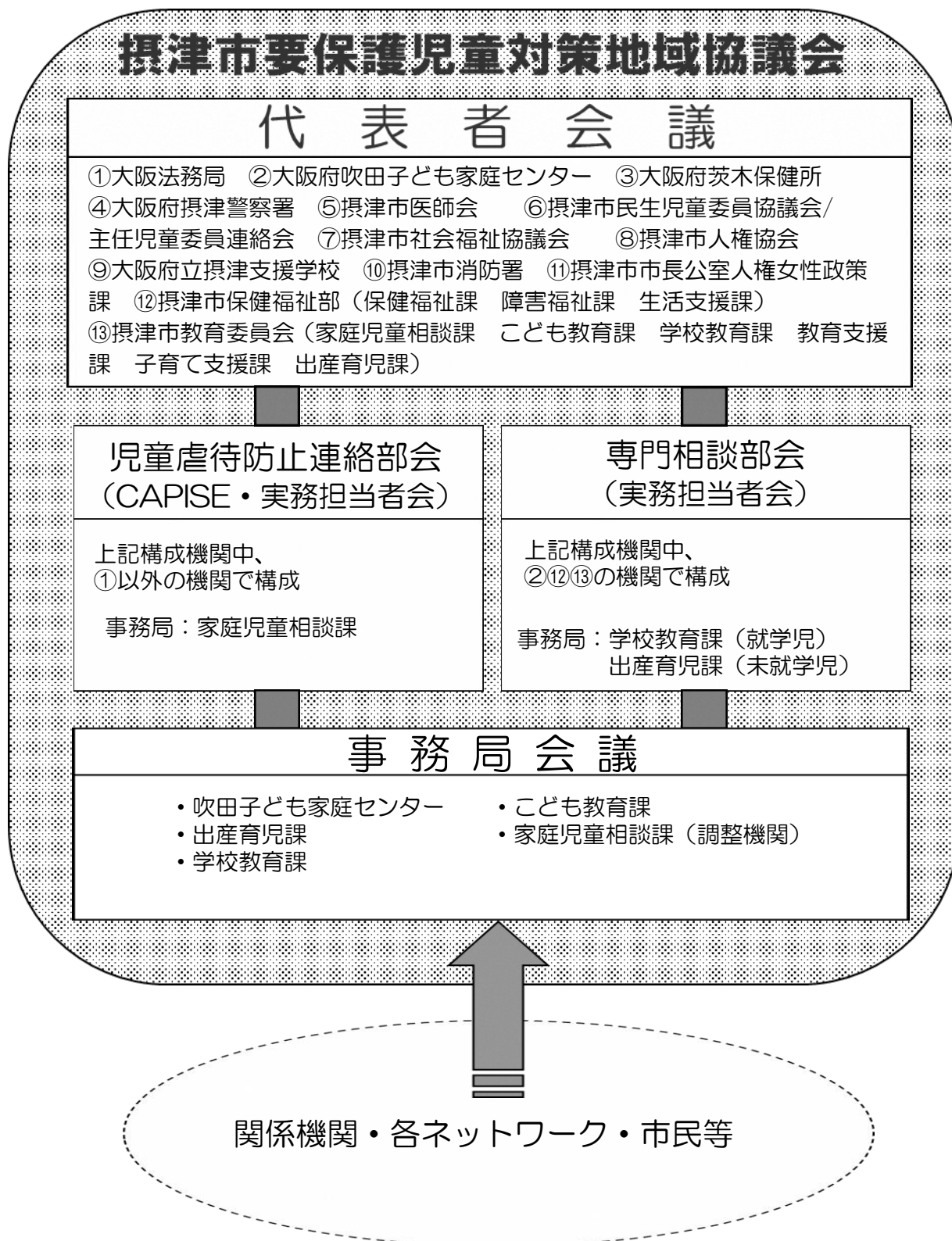
〔3〕児童虐待防止対策の強化

児童虐待の防止に向けて、関係機関の連携を強化し、ネットワークを構築するとともに、児童虐待に関する意識啓発をはじめ、地域の見守り活動の推進や育児負担が大きいと感じている保護者への支援を行うことにより、児童虐待の防止に努めます。

① 児童虐待防止ネットワークの推進

取 組	担当課
●児童虐待防止ネットワークの推進	家庭児童相談課
要保護児童対策地域協議会の開催を通じ、関係機関の連携強化を図りながら、関係者の意識向上に努め、虐待の未然防止等に取り組みます。	

■ 摂津市要保護児童対策地域協議会の組織図



② 虐待のないまちづくりの推進

取 組	担当課
●虐待等防止ネットワーク会議での連携	人権女性政策課
虐待等防止ネットワーク会議により庁内において組織機構を横断し情報共有、かつ連携した支援を行います。	
●教職員・保育士等に対する研修の充実	こども教育課・学校教育課・ 家庭児童相談課
・保育所、幼稚園、小中学校教職員等を対象に虐待防止や課題解決のスキルを身につけるための研修を実施します。 ・スクールソーシャルワーカーと各関係機関が連携し、児童虐待防止マニュアルに基づいた虐待防止の体制づくりに取り組みます。	
●育児の負担感の大きい人への支援	出産育児課
支援が必要な家庭には訪問や電話などを行い、ニーズに合わせて、地域の子育て資源と結びつけ、安心して子育てができるように支援します。	
●子どもの回復プログラムと被虐待児童への心のケア	こども教育課
保育士がファンフレンズプログラムのファシリテーター養成講座を受講するとともに、保育所で修了者によるグループプログラムや研修を実施します。	

〔４〕子どもの貧困対策の推進

施策の推進には、課題に応じた支援に早期につなぐことが重要であるため、様々な角度から施策を実施する必要があります。

取 組	担当課
●子どもの貧困対策の推進	子育て支援課
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき示された大綱や「大阪府子ども総合計画」等を踏まえ、大綱に掲げる４つの重点的支援方針、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」に沿って取り組みます。	

3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

〔1〕子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

子育てをしながら働き続けられるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進するため、企業の理解促進に向けた一層の取り組みが必要です。

① 継続可能な就労環境整備への啓発活動

取 組	担当課
●育児休業制度等の諸制度の普及・啓発	産業振興課
国・府等からのパンフレットの配布、市ホームページの活用などにより、制度の普及・啓発に努めます。	
●事業所内保育所設置への働きかけ	産業振興課
摂津市企業立地等促進条例に基づいて、事業所内保育施設の整備を支援します。また奨励金の交付や事業者支援制度一覧「便利帳」に掲載し周知を図ります。	

② 多様な就労形態に向けた啓発活動

取 組	担当課
●労働時間短縮や勤務形態の多様化への働きかけ	産業振興課
・働き方改革関連法など情勢の変化に応じて、パンフレットの配布等、随時情報を発信し、制度の普及・啓発に努めます。 ・専門相談員による相談会を実施し、個々に応じて助言や専門機関への紹介を行います。 ・国・府からの情報をホームページ等で随時発信します。	

〔2〕男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現

学校や幼稚園、保育所などを通じて、男女共同参画に関する意識啓発を行うとともに、男性が子育てなどにおいて「参加」というサポートではなく、「主たる」役割を担う存在となることができるよう、男性に向けた啓発の充実が必要です。

① 男女共同参画に関する意識啓発の推進

取 組	担当課
●学校、公立幼稚園、保育所における男女平等教育の推進	学校教育課・こども教育課
・LGBT等多様な性についての理解を深めるための研修を開催し、人権意識、人権感覚の醸成を図ります。 ・大阪府教育委員会「男女平等教育指導事例集」等の活用、保育所等や小学校、中学校の連携で教育の推進を図ります。	

② 男性の家庭生活への参加促進

取 組	担当課
●男性が家庭責任を担うことの啓発の推進	人権女性政策課・ 出産育児課
子育てに男性が積極的に関わられるよう啓発するとともに、家庭や地域において男女が共に責任を担えるよう講座を実施します。	

〔３〕子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てに伴う経済的な負担を軽減することをはじめ、子どもの貧困対策に向けて、社会保障制度や医療費助成を継続して行うとともに、就学前施設への就園や小中学校への就学等に伴う援助が必要です。

① 社会保障制度の充実

取 組	担当課
●児童手当支給事業の継続的な実施	子育て支援課
中学校卒業までの児童を養育する世帯に手当を支給します。	
●児童扶養手当支給事業の継続的な実施	子育て支援課
父母の婚姻解消によりひとり親となった児童や、未婚のひとり親の児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童を監護・養育している父母または養育者などに手当を支給します。	
●ひとり親家庭医療費助成事業の継続的な実施	子育て支援課
ひとり親家庭の経済的負担軽減を目的として、医療費の一部助成を行います。	

- 子ども医療費助成事業の継続的な実施（再掲 P62）
- 重度障害者医療費の助成（再掲 P64）

② 就学援助の普及・啓発

取 組	担当課
●小・中学校の就学援助の実施	子育て支援課
・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費の給付等による援助を行います。 ・制度周知のため、広報誌やホームページのほか、小中学校を通じて案内文書や申請書を全児童・生徒に配布します。	

- 実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲 P55）

〔４〕ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立に向けて、就労に関する支援をはじめ、経済的な支援、さらには生活面での相談支援など、ひとり親家庭への多面的な支援が必要です。

① 就労支援の促進

取 組	担当課
●地域就労支援の充実	産業振興課
・各種就職フェア、資格取得のための講座を開催し、求人情報の提供及び求職活動の支援を行います。 ・専門相談員による就労相談を実施します。	
●自立支援給付金の支給	子育て支援課
児童扶養手当の現況届受付時や母子・父子自立支援員への相談受付時に、チラシや「ひとり親家庭ガイドブック」で制度の周知を行います。	

●労働時間短縮や勤務形態の多様化への働きかけ（再掲 P68）

② 生活支援・経済的支援の充実

取 組	担当課
●日常生活支援事業の推進	子育て支援課
・日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対して、ヘルパー（家庭生活支援員）派遣を行います。 ・児童扶養手当の現況届受付時や母子・父子自立支援員への相談受付時に、チラシや「ひとり親家庭ガイドブック」で制度の周知を行います。	
●ファミリー・サポート・センター利用料の補助	出産育児課
ひとり親家庭への生活支援として、ファミリー・サポート・センター利用料の半額補助を行います。	
●母子生活支援施設を通じた自立促進	子育て支援課
関係機関と連携し、緊急避難的な施設を必要とする母子に対する支援を行います。	
●相談支援体制の充実	子育て支援課
・母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の様々な問題、子どもの教育、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付などに対して相談を行います。 ・就労については、ハローワークと連携しながら、きめ細かな支援を行います。 ・養育費確保に関する一般的な知識が得られるよう、広報・啓発活動を行います。	

●児童扶養手当支給事業の継続的な実施（再掲 P69）

●ひとり親家庭医療費助成事業の継続的な実施（再掲 P69）

4 子どもが学び・育つ環境づくり

〔1〕子どもの健全な成長を支える活動の推進

子どもの人権が守られ、尊重される社会づくりに向けて、人権教育をはじめ、子どもの権利条約の啓発など、人権尊重意識の高揚を図るとともに、インターネット上での人権侵害への対応に向けた環境づくりが必要です。

また、子どもの心の悩みやいじめなどに対する相談事業の充実が求められています。

① 子どもの人権に関する意識啓発の推進

取 組	担当課
●幼児・児童・生徒に対する人権教育の推進	学校教育課・人権女性政策課
- 子どもの発達段階に応じて、学校の授業や各種講座・イベント等、様々な機会を捉え、様々な人権問題の学習を進めるとともに、身近な差別や偏見に気づき、子どもの権利条約まで幅広く意識啓発を行います。 - あらゆる教育活動の中で人権教育に取り組み、生命の大切さや他人を尊重する気持ち、仲間づくりなどの学びを推進します。	
●幼稚園・保育所・小中学校の教職員に対する研修の充実	学校教育課・こども教育課
- 教員等を対象に当事者等を講師に招聘し、課題解決についての人権研修を実施するなど、人権意識の醸成と指導力の向上を図ります。 - 各小中学校では人権教育に係る研究授業（公開授業）を実施し、人権教育に係る指導力向上を図ります。	

② 子どもの人権を守る社会環境づくり

取 組	担当課
●非行防止活動の推進	学校教育課
小中学校において、関係機関と連携し、外部講師等を活用した非行防止教室を実施するなど、子どもたちの非行防止に対する意識を高めます。	

③ 一人ひとりの自己確立をめざす支援事業の推進

取 組	担当課
●不登校の子どもと家庭への支援	教育支援課・学校教育課
- 全小学校と教育センターに臨床心理士及びスクールカウンセラーを配置し、不登校の子どもや保護者の心のケアを行います。 - スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど専門家や関係機関と連携した不登校支援を行います。	

取 組	担当課
●適応指導教室（パル）と訪問指導の充実	教育支援課
・不登校児童生徒を対象に、通室、家庭訪問、登校支援、さわやかフレンドの派遣など個に応じた支援を学校と連携しながら実施します。 ・通室児童生徒には、社会への適応力向上に向けたソーシャルスキルトレーニングをはじめとする様々な支援を行います。	
●生徒指導の充実	学校教育課
暴力行為等問題行動に対しては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家や関係機関との連携のもとチーム支援の観点をふまえ、組織的な対応を行います。	
●進路指導の充実	学校教育課・教育支援課
・「めざす子ども像」について、各中学校区でキャリア教育全体指導計画を共通理解し、教科横断的にキャリア教育に取り組みます。 ・すべての子どもたちが家庭事情や経済的理由により、進学等をあきらめることがないよう、奨学金活用等に関する進路相談を実施します。 ・各中学校の進路説明会時に進路の出張相談を実施するとともに、毎月2回特設相談日を設け、相談体制の充実を図ります。	

④ 子どもがいきいきと活動する環境の充実

取 組	担当課
●放課後子ども教室（わくわく広場）の充実	子育て支援課
・各広場で行っている遊びをリーダー会議を通じて共有するとともに、安全で安心な子ども達の居場所づくりに努めます。 ・新たな指導員の確保に努めます。	
●放課後子ども総合プランの実施	子育て支援課
放課後子ども総合プランの実施に向けて、放課後子ども教室と学童保育事業との連携のほか、地域教育協議会（すこやかネット）と情報共有を図ります。	

⑤ 子どもの相談事業の充実

取 組	担当課
●いじめなどに関する相談体制の充実	学校教育課
・学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめを許さない体制を整備します。 ・いじめ問題対策委員会を定期開催し、有識者等から市の取組み等に対する助言を受けます。	

取 組	担当課
●子どもの心の悩みなどを受けとめる相談機会の充実	学校教育課・教育支援課 家庭児童相談課
・市内の小中学校に配置したスクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー・臨床心理士が連携し、不登校など様々なケースに対応します。 ・教育センターに毎日2名のカウンセラーを配置し、安心して相談できる場を設け、様々な相談に応じます。 ・子どもが相談できる電話やSNSなどの様々な社会資源の周知に努めます。	

〔２〕就学前教育・保育の充実

子ども・子育て支援新制度に基づく、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業などについて、提供体制の整備を進め、利用者ニーズへ対応していくことが重要です。

また、就学前教育・保育の充実を図るためには、幼稚園と保育所、認定こども園などの横の連携を促進するとともに、小学校との縦の連携を密にしていくことが重要です。

① 就学前教育・保育の充実

取 組	担当課
●就学前教育・保育の充実	こども教育課
就学前施設と小学校が、「就学前教育実践の手引き」を活用した研修会や情報交換会等を通して、就学前教育の充実と連携強化を図ります。	
●就学前支援教育・保育の充実	こども教育課
特別な支援を必要とする子どもに適切な支援を行うことを目的に、本市巡回相談員や臨床発達心理士等が公私立園所を訪問し、関係機関と連携しながら支援を行います。	
●公立保育所と幼稚園の一体的運用の実施	こども教育課
教育・保育ニーズの変化に伴い、公立の就学前施設については、統合や民営化などにより認定こども園へ移行します。	

② 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業等の充実

取 組	担当課
●障害児保育の充実	こども教育課
・幼稚園・保育所等において障害のある子どもや支援の必要な子どもに対する保育の取組みについて障害児保育研修や事例検討会を開催し、保育士・幼稚園教諭の能力の向上を図ります。 ・障害のある子どもや支援が必要な子どもが通う保育所等に対して、臨床発達心理士等による巡回指導・巡回相談を実施します。	

取 組	担当課
●夜間・休日保育の充実	こども教育課
・夜間保育は開所時間が午前11時から午後10時までの11時間で、開所時間の前後に7時間までの延長保育が実施できるもので、本市に実施施設は無く、隣接する市にある1か所で、申込みがあれば委託により実施します。 ・休日保育は、就労形態の多様化に伴い、日曜・祝日勤務の保護者向けに実施するもので、せつつ遊育園で年始（1日～3日）を除く日曜・祝日の保育を実施します。	
●保育所・幼稚園等の人材育成による資質の向上	こども教育課
派遣研修、園内専門研修、公私立合同研修等により職員の資質向上を図るとともに、OJTの実施を通じて人材の育成を図ります。	

- 教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策（再掲 P40）
- 時間外保育事業（再掲 P46）
- 一時預かり事業（再掲 P49）
- 病児・病後児保育事業（再掲 P51）

③ 地域の子育て支援施策の充実

取 組	担当課
●家庭や地域との協働	学校教育課
・各学校のホームページと市ホームページで、学校行事等の様子や各校の特色等を掲載し、情報発信に努めます。 ・生活習慣や家庭学習の重要性を伝える保護者啓発リーフレットを配付します。	

- 地域教育協議会（すこやかネット）活動の充実（再掲 P58）

〔3〕学校教育の充実

次代を担う子どもたちの可能性を拓げるために、個性や能力を伸ばし、変化が著しい社会の中でも生き抜く力を育むための教育環境の充実が必要です。

また、共生社会の形成に向けて、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育む取り組みが必要です。

① 児童・生徒の生きる力を育む学校教育の推進

取 組	担当課
●「確かな学力」の育成	学校教育課
・各小中学校が、学力向上プランを作成し、学習課題に正対した学力向上の取組みを実施します。 ・校内研修推進事業において重点校を定め、研究発表会等を通じて授業改善を中心に確かな学力の育成に向けた取組みを教職員で共有します。 ・各学校に学習サポーター等の支援人材を派遣し、学習支援を行います。	
●「豊かな心」の育成	学校教育課・教育支援課
・教員に対して、人権教育や「特別の教科 道徳」の授業力向上や評価方法の充実に向け、研究授業を伴った研修や情報提供を行います。 ・各小中学校に国際理解教育社会人講師を派遣し、国際理解教育の推進を図ります。	
●「健やかな体」の育成	学校教育課
・各校の食育担当者を集め、研究授業を伴う食育担当者会を実施します。 ・剣道実技研修会やダンス研修会を実施し、教職員の見識を深めます。 ・各小中学校が「体力づくり推進計画」をもとに体力向上の取組みを実施します。	

② とともに学びともに育つ教育の充実

取 組	担当課
●支援教育の充実	教育支援課
府立摂津支援学校と連携し、教員が児童生徒の障害の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導方法を学ぶことを目的とした学校訪問相談や研修を行い、支援教育のさらなる充実を図ります。	
●就学相談による支援の充実	教育支援課
近隣市も含めた就学前施設や関係機関との連携を強化し、教育上配慮を要する就学予定者とその保護者に、適切な就学先決定に向けた早期からの就学相談を実施します。	

〔４〕青少年の自立促進に向けた支援の推進

青少年が自らの力で生活し、自立することができるよう、勤労観や職業観を育むとともに、その実現に向けた就労支援が必要です。

また、思春期保健対策やふれあい体験学習などを通じて、これから親になる世代の親意識の醸成を図っていく必要があります。

① 次代に生きる力をもつ青少年の育成

取 組	担当課
●職場体験学習やキャリア教育の推進	学校教育課
・市内の店舗や事業所の協力を得て職場体験学習を行います。 ・中学校区でキャリア教育全体指導計画を確認し、校区で「めざす子ども像」について共通理解し、常に子どもの実態に合ったキャリア教育へと質の向上を図ります。	

取 組	担当課
●情報化教育（ＩＣＴ教育）の推進	学校教育課
・全小中学校にタブレット型パソコンを順次導入します。 ・教職員対象にＩＣＴ機器活用に係る研究授業を実施し、プログラミング教育等、ＩＣＴ教育の質の向上を図ります。	
●国際理解教育の推進	学校教育課・教育支援課
・市内小中学校に英語指導助手（ＡＬＴ）を通年派遣するとともに、小学校で１日を通じて英語に親しむ「English day」を実施します。 ・国際理解教育社会人講師を派遣し、世界の国々の様子を学ぶ授業を実施します。 ・新学習指導要領に基づき、小学校３・４年の外国語活動、５・６年の教科としての外国語、中学校の外国語について、教育課程を適切に編成します。	
●環境教育の推進	学校教育課
こども版環境家計簿「せつつこどもエコノート」の活用や、家庭科や理科、社会科等に関連づけて、環境教育を行います。	
●安全・安心なインターネットの利用環境の普及	学校教育課
ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）を子どもたちが利用する際の注意点等について、啓発リーフレット等を活用し児童生徒、保護者に対して啓発を行います。	

② 多様な交流と体験機会の充実

取 組	担当課
●多世代・異年齢間の交流機会の充実	学校教育課・こども教育課
・保育所、幼稚園などの幼児と小学生、中学生の交流を行うとともに、児童会・生徒会の全校的な活動により異年齢交流を図ります。 ・園庭開放やたちより体操を実施し、地域の方々との交流を図ります。	
●体験学習の推進	学校教育課
摂津市内の農業関係者の協力を得て、農業体験学習を行います。５年生は、お米の植え付け体験や収穫体験、収穫祭を行い、３年生は、鳥飼なすの植え付け、収穫などを行います。	
●青少年リーダーの養成	生涯学習課
野外活動体験を通じて自らが積極的に物事に取り組み、仲間とともに行動できる青少年リーダーの養成を図ります。	
●こども会活動の充実	生涯学習課
こども会育成連絡協議会と連携し、各単位こども会活動への支援や、こども会親善スポーツ大会・こども会大会等を実施します。	
●青少年指導員の活動支援	生涯学習課
青少年指導員連絡協議会の役員会、専門部会（広報部会・地域部会）運営、各校区での活動を支援します。	

③ 親意識の醸成

取 組	担当課
●思春期健康教育・性教育・家庭科教育の充実	学校教育課・出産育児課
家庭科や保健体育等の授業を中心に性差やその役割等を学ぶとともに、助産師等を講師としたふれあい体験など、体験的・活動的な学習を実施します。	
●乳幼児との交流機会の促進	こども教育課
公私立保育所・公私立幼稚園等において、中学生・高校生の体験学習を行います。	
●家庭教育学級の充実	生涯学習課
家庭教育学級・幼児家庭教育学級・女性学級への学習機会の提供と、子育てや人権に関する講座を実施します。	

④ スポーツ・レクリエーション活動の推進

取 組	担当課
●スポーツ少年団活動などの充実	文化スポーツ課
活動場所の優先利用等により、登録する団体の活動を支援するほか、広報に団員募集を掲載するなど、スポーツ少年団の活動を支援します。	
●生涯スポーツを通じた交流の促進	文化スポーツ課
・関係団体と連携し、多くの市民が参加できるスポーツイベントを実施します。 ・地域の親睦、世代間交流などを促すために、各校区、地区において行われている地区市民体育祭を支援します。	

⑤ 読書活動の推進

取 組	担当課
●読書活動の推進	生涯学習課
読み聞かせイベントや図書館ツアー、絵本作家の講演会等の開催を行うなど、本と触れ合う機会を増やすことで、読書活動や調べ学習の推進を図ります。	

5 子どもが安全・安心に育つことができる環境づくり

〔1〕子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり

ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めていくため、子ども連れに配慮した公共施設の整備や交通バリアフリーを進め、子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備が求められています。

また、子どもたちの安全を確保し、安心に暮らすことができるまちづくりに向けて、地域における安全活動事業をはじめ、交通安全教育が必要です。

① 子どもの安全・安心まちづくり

取 組	担当課
●地域防犯活動事業の推進	自治振興課
セーフティパトロール隊、青色防犯パトロール車の活動・活用を継続し、犯罪発生の抑止を図ります。	
●「こども110番運動」・子どもの安全見守り隊の取組みの充実	生涯学習課
・こども110番運動の協力者に対して啓発物品の配付等を行うとともに、協力者数を増やすための啓発を実施します。 ・見守り活動をしている団体等を対象に、地域防犯研修会を開催します。 ・登下校時の子どもの見守り活動の担い手となる「子どもの見守りボランティア」の確保に努めます。	
●公立保育所・幼稚園・学校の安全確保を図る取組みの推進	教育政策課・こども教育課
公立保育所のオートロック化のほか、公立幼稚園・小学校の正門及び摂津小学校・鳥飼北小学校の通用門に受付員を配置し、不審者侵入を未然に防止します。	
●「子どもの安全・安心」まちづくり啓発活動	教育政策課
青色防犯パトロール車による市内巡回パトロールを実施し、犯罪や事故を未然に防止するとともに、地域住民の防犯に対する関心を高めます。	
●スクールガードリーダーの配置	学校教育課
・警察官OB等のスクールガードリーダーによって、児童の登下校の見守りや地域の危険箇所のチェック、登下校のマナー等を含め、スクールガードについての指導・評価を行います。 ・不審者等の情報があった場合、安全・安心メール等で情報提供を行うとともに、その地域を重点的に巡回し安全の確認を行います。 ・地域の危険箇所のチェックや児童の登下校時のマナーに関する指導を行います。	
●子どもの見まもり活動	保健福祉課
民生委員、校区福祉委員等他地域住民との信頼関係を築き、親子の見守り活動を展開することで、住み慣れた地域で安心した子育てができる環境づくりにつなげます。	
●子ども連れなどに配慮した公共施設等の整備促進	出産育児課・各施設管理課
民間商業施設等に「赤ちゃんの駅」の設置協力を働きかけるとともに、イベント時にも「移動赤ちゃんの駅」を整備します。	

② 交通安全対策の推進

取 組	担当課
●交通安全教育の推進	道路交通課・学校教育課
交通安全教室等を開催し、児童・幼児や保護者に対し交通安全に関する啓発を行います。	
●通学路の安全確保	道路交通課・教育政策課
通学路安全対策プログラムに基づく、電柱幕による注意喚起や交通専従員の配置などによる危険箇所への対応や、登下校防犯プランに基づく点検を行います。	

〔2〕安全・安心な遊び環境の充実

子どもたちが安全に、安心して遊ぶことができるよう、安全に配慮した遊び場の環境を維持・向上させるとともに、自然に配慮し、親しむことができる環境の整備が必要です。

① 公園や広場の活用

取 組	担当課
●地域の公園や広場の活用の推進	水みどり課
施設の日常点検と修繕、樹木の剪定により公園内の安全性と視認性を確保し、子どもたちが安全・安心に遊べる環境づくりに努めます。	

第6章 計画の推進に向けて

1 家庭・家族、地域、関係団体等との協働

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭・家族や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報などの媒体やイベントなどの機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、各主体が役割を持ちながら、連携を図りつつ計画を推進します。

〔1〕家庭・家族

子育ての基本は家庭・家族であり、基本的な生活習慣の習得をはじめ、社会的な礼儀作法、善悪の判断、他人に対する思いやりを学ぶ場となるため、しっかりとした家庭教育を実践していくことが期待されます。

また、子育てのつらさを緩和し、子育てを楽しいものへとしていくためにも、父親が積極的に家事・育児に参加し、家族が協力し合い親子のふれあいや家族の絆を深めていくことが期待されます。

〔2〕地域

家庭・家族に加え、子育て支援を行う上で、地域の役割も重要となっており、今後も地域の教育力や子育て力を高めていくことが求められています。

そのため、地域においてその主導的な役割を担う市内の主な各種団体・機関等が連携しながら、教育や子育てを行う環境づくりをはじめ、推進体制を充実させていくことが期待されます。

〔3〕教育・保育機関

保育所、幼稚園、認定こども園、学校は専門機関として、子どもたちが社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うことができるよう、教育・保育の充実に努めることが期待されます。

〔4〕企業

18歳未満の子どもがいる共働き家庭の割合が上昇する中、仕事と家庭生活の両立を実現していくため、企業における理解や協力もより一層重要になっています。

企業においては、育児休業制度の利用促進、労働時間の短縮や弾力化等、子育てしやすい就労環境づくりを今後もより一層進めていくことが期待されます。

2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ、様々な分野にわたるため、子ども教育課や子育て支援課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握します。

また、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

施策の進捗においては、摂津市子ども・子育て会議での意見を踏まえ、広報や市ホームページなどを通じて、施策や事業の実施状況を市民に周知します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、毎年進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や摂津市子ども・子育て会議などにおいて、RVPDCAサイクル【Research（調査）－Vision（ビジョンを持つ）－Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理や施策・事業の評価をはじめ、課題整理などを行います。

1 摂津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、摂津市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

2 摂津市子ども・子育て会議委員名簿

(任期 令和2年1月16日～令和4年1月15日)

区分	氏 名	所属（団体等）
子どもの保護者	市川 志奈	就学前保護者
	吉住 理恵	就学前保護者
	野口 裕子	就学前保護者
	粕谷 祐子	就学前保護者
	峰松 由紀子	摂津市PTA協議会
事業主を代表する者	島内 嘉紀	摂津市商工会
労働者を代表する者	杉山 猛	連合大阪北大阪協議会吹摂地区協議会
子育て支援事業従事者	日野 正信	摂津市保育連盟
	中川 美幸	摂津私立幼稚園代表者
	川上 三千代	子育てグループキッズぽてと代表
	○榎谷 佳純	摂津市社会福祉協議会
学識経験者	◎米澤 好史	和歌山大学 教育学部教授
	柏原 栄子	大阪人間科学大学子ども保育学科特任教授
関係行政機関の職員	山本 佳美	大阪府茨木保健所
市長が適当と認める者	川口 弘美	摂津保育運動連絡会
	切東 美子	摂津市医師会
	沢良木 朝子	摂津市民生児童委員協議会

氏名欄の◎は会長、○は副会長

(順不同)

3 計画策定の経緯（摂津市子ども・子育て会議開催状況）

開催日	回	主な内容
平成 30 年 10 月 30 日	平成 30 年度 第 3 回	・摂津市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について ・摂津市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
平成 31 年 3 月 14 日	平成 30 年度 第 4 回	・摂津市子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 7 月 18 日	令和元年度 第 1 回	・第 2 期摂津市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和元年 10 月 29 日	令和元年度 第 2 回	・第 1 期子ども・子育て支援事業計画進捗状況報告書及び第 2 期摂津市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和 2 年 1 月 16 日	令和元年度 第 3 回	・第 2 期摂津市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和 2 年 3 月 26 日	令和元年度 第 4 回	・第 2 期摂津市子ども・子育て支援事業計画について

4 用語説明

【I】

I C T 教育

情報通信技術(information and communication technology)を活用した学校教育のこと。デジタルテレビや教員用コンピューター、インターネット環境下での学生用タブレット端末などを用い、教育の質の向上を目指すもの。

【L】

L G B T

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を指した総称。

【あ行】

生きる力

文部科学省の中央教育審議会では、「①自分で課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力」、「②自らを律しつつ、他人と調和し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」として

いる。

英語指導助手（A L T）

AssistantLanguageTeacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。

大阪府子ども総合計画

「こども・未来プラン」後期計画の理念を継承しつつ、「こども・子育て支援新制度」にも対応した計画として、平成27(2015)年度を初年度として、令和6(2024)年度を目標とする10年間を見据えた計画。

親学習

子どもの成長とともに親自身が学び、育っていくこと。大阪府では、親となるための準備期である中学生及び高校生、子どもが乳幼児期の親、子どもが思春期までの親、子育てを支援する時期の幅広い世代を対象に教材を作成するとともに、参加型の学習を展開している。

【か行】

キャリア教育

勤労観・職業観を育てる教育。児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。小学校から開始され、中学校、高等学校と発達段階に応じて実施される。学校卒業後職につかずひきこもるニートなどを減らす目的もある。

合計特殊出生率

15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。

子育て世代包括支援センター

地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する拠点。

妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関して包括的な支援を行う。

【さ行】

スキーム

計画。企画。体系。枠組み。

スクールカウンセラー（SC）

学校に配置され、心の問題の専門家として児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う。その多くは臨床心理士。

スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や通学路など周辺地域を見回するボランティア。学校安全ボランティア。学校安全警備員。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が学校や日常生活で直面する悩みについて、子どもと向き合うだけでなく、家庭をはじめ医療機関、福祉関係施設、警察など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整し、解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などが担うことが多い。

スーパーバイザー

スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）に対して専門的な指導助言を行う専門家。スーパーバイザーによる個別ケースに対する指導助言、事例

検討会などを行うことでスクールカウンセラー（ＳＣ）・スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の力量アップを図っている。

ソーシャルスキル

社会技能。対人関係における挨拶・依頼・交渉・自己主張など、社会の中で自立し、主体的であるとともに、他者との協調を保って生きるために必要とされる、生活上の能力。

ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）

インターネット上の交流を通して、人と人のつながりを形成するサービスのこと。

【た行】

地域型保育事業

０～２歳児を対象とし、小規模保育（定員６～１９人を対象で保育を行う）、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員５人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育（事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもの保育を行う）を行う事業。

地域教育協議会

地域学校連携活動支援事業（学校地域本部事業 ＋ 地域教育力活性化事業）のもと、中学校区ごとに設置される協議会（略称「すこやかネット」）。教育コミュニティづくりのため、学校支援活動や、見守り、健全育成など、地域での子どもに関わる活動を展開している。

中１ギャップ

小学校から中学校に進学した際、不登校やいじめの増加などの問題が生じる現象のこと。

【な行】

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設。保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ。子育て支援の場も備えており、園外の家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などで、利用することができる。

認定こども園教育・保育要領

子育てをめぐる課題の解決を目指す「子ども・子育て支援新制度」の一環として創設された幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容を策定したもの。

【は行】

ファシリテーター

集会・会議などで、テーマ・議題に沿って発言内容を整理し、発言者が偏らないよう、順調に進行するように口添えする役。

ファンフレンズ

オーストラリアで開発された、子ども参加型プログラム。子どものレジリエンス（人として幸せな生活を自分で築いていく力、精神的回復力、折れない心）を育み、自己肯定感と社会性を強化し、子どもたちが情操豊かに生きていくための力をつける支援をする。

ブックスタート

0歳児から絵本に親しませ、子どもの情緒的發展を促進するとともに、読み聞かせなどを通じて親子のふれあいを深めることを目的とした運動。0歳児健診時などに市区町村自治体が絵本を配布している。

プラットフォーム

駅のプラットフォームとして日本語として使用されてきたが、駅のプラットフォームにさまざまな人が乗っているように、近年、上部のさまざまなものを下から広く支えるグループや機能を指す用語として転用され、学術、地域産業・経済、情報等、さまざまな分野で使用されている。

保育所保育指針

保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの。

【ま行】

前向き子育てプログラム（トリプルP）

オーストラリアで開発された、子どものメンタルヘルスのための親対象子育て支援プログラム。家族、学校、地域の中で起こる問題を予防し、子どもたちが自己の可能性を伸ばせる家庭環境を創ることを目的としている。トリプルP（PPP）は「Positive Parenting Program」の頭文字。

マタニティマーク

妊婦であることを示すマーク。キーホルダーなどの形で身につけ、妊娠初期など外見から妊婦かどうか判断しにくい女性に対しても、周囲の人が配慮しやすいように考えられたもの。厚生労働省が平成18年に発表したものや、自治体などが独自に作成・配布しているものがある。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインをめざす概念。1990年代にアメリカのロナルド・メイス博士が提唱し、①公平性、②自由度、③簡単さ、④明確さ、⑤安全性、⑥持続性、⑦空間性の7つの原則を提案している。

幼稚園教育要領

幼稚園の教育課程に関する基準。学校教育法施行規則に基づく。

幼保一体化

幼稚園と保育所という所管の異なる二つの教育・保育施設の一体的運用を図ること。幼保一元化が幼稚園と保育所の制度の統一を指すのに対して、幼保一体化は両者の関係を密接なものとし、その運用を弾力的、一体的に進めることをいう。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童等に関する情報交換や支援内容等の協議を行う法定の協議会。

【ら行】

リトミック

一般的には、音楽に合わせて親子で体を動かすなど、音楽に親しみながら子どもたちの基本的な音楽能力を伸ばすとともに、個々の潜在的な基礎能力の発達を促すとされている教育のこと。

第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画

令和2年(2020年)3月 発行

発 行：摂津市

編 集：摂津市教育委員会事務局次世代育成部こども教育課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL：06-6383-1111（大代表）

／072-638-0007（代表）